

各少年鑑別所視察委員会の 意見に対する措置等報告一覧表

平成31年4月末日現在

少年鑑別所視察委員会意見等一覧表

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
1	札幌少鑑	H31. 3. 19	在所者から意見を聴取したところ、入所時に書面を配布されて所内での決まり事についての説明を受けたが、入所後、説明を受けていないことで指導されたことがあったとの意見があったことから、可能な限り遵守事項を明確にするとともに、職員ごとに説明が異なることがないよう運用の徹底を求める。	在所者に貸与している「生活のしおり」に、生活及び行動上の要領に関する事項等をより具体的に記載するとともに、入所時のオリエンテーション等においても、一層丁寧に説明することとした。 併せて、職員によって、対応や指導にそごが生じないように、職員研修、ミーティング等を通じて、職員への指導を徹底する。
2	札幌少鑑	H31. 3. 19	在所者から意見を聴取したところ、職員から、面会の際に面会の相手方と軽度身体的な接触をすることは可能であるとの説明を受けたが、実際に接触を図ろうとしたら別の職員から禁止されたとの意見があったことから、例えば、面会者が乳幼児であった場合などにおいては、身体接触を許容するとともに、可能な限り遵守事項を明確にした上で、職員ごとに説明が異なることがないよう運用の徹底を求める。	事例ごとに個別的な判断を要するところであるが、職員によって、対応や説明にそごが生じないように、職員研修、ミーティング等を通じて、職員への指導を徹底する。
3	札幌少鑑	H31. 3. 19	在所者が、自室から確認することができる箇所に時計を設置することを検討するよう求める。	平成31年1月に、壁掛時計を整備し、寮室廊下の各居室から見える位置に設置し、居室内の在所者に時刻が分かるようにした。
4	札幌少鑑	H31. 3. 19	釧路少年鑑別所を札幌少年鑑別所の支所とする場合であっても、釧路少年鑑別所視察委員会を廃止せず、視察委員会が適正に機能するよう求める。	釧路少年鑑別所視察委員会を廃止せず、同委員会を置くべきとの御意見については、当所限りでは対応することが困難なため、上級官庁に伝達する。
5	札幌少鑑	H31. 3. 19	入所少年が意見箱を適切に利用できるよう、入所の際に行われる説明時に資料を配布するのみならず、入所少年に対し、意見箱が設置されていること、意見箱を利用することの趣旨、意見箱の利用方法を十分に説明するよう求める。	在所者全員に貸与している「生活のしおり」に、少年鑑別所視察委員会についての説明、意見箱の設置場所等について記載しているほか、入所時オリエンテーションにおいて、同記載を示しながら、職員が口頭で説明している。今後も、より丁寧かつ詳細な説明に努め、在所者への周知・徹底を図る。
6	旭川少鑑	H31. 2. 25	入所少年の入浴について、女子少年に限らず男子少年も原則として単独入浴とするよう運用の改善を図られたい。	女子少年については、浴室がユニットバスであるという構造上、単独での入浴となっているものである。 男子少年であるからといって集団で入浴させるわけではなく、単独で実施しなければならない相応の理由や状況を個別に踏まえて、集団入浴又は単独入浴を判断して実施している。
7	旭川少鑑	H31. 2. 25	就寝時間の照明について、少年の就寝の妨げとならないよう、照度の減少、アイマスクの貸与・自弁購入を可能とするよう運用の改善を図られたい。	自弁物品、貸与・支給する物品の品名については、訓令・通達で定められており、当所のみでの対応は困難である。 また、照明の光量の減少・遮光措置については、夜間の在所者の動静観察・保安上支障を来すため、現状を変更するのは困難である。
8	旭川少鑑	H31. 2. 25	入所少年の入浴（シャワーのみを含む。）頻度について、現行の週3回から回数を増加するよう運用の改善を図られたい。	入浴は、関係法令の定めに基づき必要な回数を確保しており、保健衛生にも配慮した上で実施している。
9	青森少鑑	H31. 3. 29	提案箱を面会待合室に設置し、少年の保護者や付添人からの提案を受けることを検討していただきたい。	在所者が少年鑑別所視察委員会に意見・提案できるようにするために提案箱を設置することが法令の趣旨であるため、面会者から意見聴取するための方法として面会待合室に提案箱を設置することは行わない。
10	青森少鑑	H31. 3. 29	在所者面接については、引き続き、制度の周知及び在所者が面接希望を出しやすい環境作りをしていただきたい。	少年鑑別所視察委員会による面接については、入所時オリエンテーション時には口頭で、また、在所者に貸与する「生活のしおり」には書面でそれぞれ説明し、周知している。
11	青森少鑑	H31. 3. 29	自殺・自傷の要注意者に指定した在所者について、所内規定では、医師による診察を必要に応じて実施することであるが、受診の必要性を貴所で判断することが妥当であるか疑問があり、原則受診とすることも含めて検討していただきたい。	医師による診察は、要注意指定の有無に関わらず、入所時速やかに行うこととされ、また、在所中に負傷や疾病が疑われた場合等においても少年鑑別所の長は医師に診察させることとされており、これまでも実施している。
12	青森少鑑	H31. 3. 29	自殺念慮者に対する適切な対応（声かけなど）について、所内での更なる取り組みを検討されたい。	心情不安を訴える在所者への対応については職員間で情報共有を密にするほか、自殺念慮者への対応については専門の外部講師による研修を受講する計画としている。
13	青森少鑑	H31. 3. 29	女子浴室のシャワーヘッドの位置の変更、また、トイレの便座マットの整備について、改善していただきたい。	女子浴室のシャワーヘッドの位置について、今後、高い位置でできるように改善する。 なお、トイレの便座マットは整備済みである。
14	青森少鑑	H31. 3. 29	在所者の学習支援について、学生ボランティアを利用した家庭教師的な勉強会を行うことについて視察委員から提案があり、実施が可能であるか検討していただきたい。	健全な育成のための支援の一環として、教科指導別に外部講師を委嘱して学習教室を行っており、勉強会との趣旨での学習支援は充足していると考える。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
15	秋田少鑑	H31. 3. 25	弁当給食を止め、管理栄養士によって栄養価が勘案された献立による秋田刑務所調理の食事を供与することが適切である。	在所者の食事は、訓令に定められた栄養価に基づいて給与しており、予算の効率的執行等の観点から現行の方式を執っている。
16	秋田少鑑	H31. 3. 25	夏季において休庁日にも機会を設けるなど、入浴・シャワーの実施日を増やすべきである。	現在の運用として、法令の規定に基づいて保健衛生に配慮した上で実施している。職員配置上や予算事情により、現行よりも入浴回数を増やすことは困難である。意見については上級官庁に伝達したい。
17	秋田少鑑	H31. 3. 25	在所者のコップについては、できるだけ使い回しをしないように努めるべきである。	現在の運用においても、消毒及び洗浄するなど衛生管理に配慮の上、コップを含む物品の貸与・支給を行っている。
18	秋田少鑑	H31. 3. 25	災害発生時の対応方法についての周知を充実させることを検討願いたい。	現在の運用においても、災害時にとるべき対応について説明を行っているところであるが、より周知が図れるような方策を検討し、実施することとしたい。
19	秋田少鑑	H31. 3. 25	退所時アンケートに施設の環境等について改善を希望する点の有無に関する質問項目を入れ、結果を視察委員会に提供されたい。	現在の運用においても、退所時アンケートに設備等に関する質問項目を設けているところであるが、今後も、より在所者の意見を得られる質問項目について検討するとともに、アンケートの結果については、必要に応じ、可能な範囲で提供することとしたい。
20	山形少鑑	H31. 3. 15	山形少年鑑別所を仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所とする旨の組織改編（分所化）及び山形少年鑑別所視察委員会の廃止が、関係機関への意見照会その他事前手続を経ることなく決定されたことについて、今後の改善を要望する。	当所限りで対応することは困難であるところ、視察委員会から要望があったことについて、上級官庁に伝達する。
21	山形少鑑	H31. 3. 15	在所者である少年の意見提案に関し、制度の周知、意見提案箱の設置場所の変更その他在所者である少年による視察委員会への意見提案を増やすための措置を講じられたい。	視察委員会による意見提案制度の存在と手続に関し、在所者に対して引き続き丁寧なオリエンテーションを行うことの周知を図った。また、意見提案を増やすための措置として、意見提案箱は、現在の設置箇所その他、男子寮及び女子寮の廊下にそれぞれ追加して設置した。
22	福島少鑑	H31. 3. 28	猛暑日も多く、予算の制約もあるのだろうが、居室等へのエアコンの増設を求める。	エアコンの増設設置については、予算事情により、直ちに実施することは困難であるが、視察委員会の意見は上級官庁に報告する。
23	福島少鑑	H31. 3. 28	運動時間の延長や午後運動の時間を設けるなど、在所者の希望と特性に応じた対応を求める。また、これに伴う人的措置を求める。職員の増員が困難な場合には、運動の指導のみの委嘱などを検討願いたい。運動時間の改善に向けて全国的に統一の対応を求める。	運動時間は法令に基づいて1日1時間以上を確保しているところである。指導職員の委嘱等については、当所で検討し、職員の増員に関する意見は上級官庁に報告する。
24	福島少鑑	H31. 3. 28	照明をLED化している少年鑑別所もあるようであり、在所者が就寝しやすいよう照明を少し暗くするとか部屋の状況に応じて明るさを調整できるようにするなど、より一層の工夫により、就寝環境の向上を求める。	居室の照明は、保安上の必要性、在所者の健康状態を把握する必要性から、就寝時においても一定の明るさを確保する必要がある。
25	福島少鑑	H31. 3. 28	刑務所との共同炊さんの体制を維持した上で、朝食の副食の充実及び工夫並びに少年の特性に応じた給食に一層努めることを求める。	個々の在所者に応じて、食物アレルギーの対応などを行っている。今後も、必要に応じて、共同炊さん庁と連絡調整を行い、適切な食事の給与に努める。
26	福島少鑑	H31. 3. 28	視察委員会の安定的な運用のために、視察委員会の委員定数の増加を求める。	視察委員会委員の定数増加は施設限りでは対応できないものであり、視察委員会の要望を上級官庁に伝達する。
27	福島少鑑	H31. 3. 28	在所者数が少ない状況において、提案箱に投かんする運用では、匿名性の確保が困難であるため、全員に退所時アンケートとともに無記名のアンケート形式のものを提案箱に投かんさせ、半年に一度、提案箱を開扉するなど、匿名性に配慮した工夫を本省等中央レベルで検討願いたい。	提案箱を設置する趣旨から、全員に投かんを促すような対応は難しいが、視察委員会の要望は上級官庁に伝達する。
28	福島少鑑	H31. 3. 28	女子在所者の特有のニーズへの配慮が不足することがないように留意されたい。	女子在所者から洗顔をしたい等の、洗面・入浴の用品用具等の要望があるところ、シャンプー、リンス、石けんは当所で支給するほか、自弁品の使用を認め、洗顔料は自弁品の使用を認めている。今後も関係法令に基づき、適切な対応を継続したい。
29	宇都宮少鑑	H31. 3. 13	全居室への空調設備の設置及び稼働を検討願う。	冷房設備の設置については予算などの兼ね合いもあり、自庁のみの判断で直ちに実施することは困難であるが、意見については確実に上級官庁に報告する。 なお、視察委員会からの意見を考慮して、医療上の必要に応えるために、一室のみスポットエアコンが装着できる居室を確保している。
30	前橋少鑑	H31. 3. 29	平成29年度から、更に施設改修等が行われているが、施設自体の老朽化が進んでいることから、より在所者及び職員に配慮した施設の改修等を進めていくことを求める。	視察委員会からの意見を踏まえ、在所者及び職員により配慮した施設の整備について、引き続き施設等の改修、備品の購入、対応の変更等に努める。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
31	前橋少鑑	H31. 3. 29	在所者は年齢的に育ち盛りであることから、食事の量について柔軟な対応が望ましい。弁当業者の選定に当たっては、そうした対応が可能かについても配慮を求める。	弁当業者については、発育期にある在所者の生育に十分配慮し、栄養バランスを含め量も考慮した仕様を定めた上で、一般競争入札により、厳正かつ適正に選定した。
32	前橋少鑑	H31. 3. 29	在所者の経験をまとめて一冊のノートにして、その後の在所者の生活の参考とする取扱いについて検討を求める。	退所時アンケートの内容を抜粋した冊子の回覧など、在所者の心情安定や生活環境の改善、社会生活への動機づけにつながるような方策の導入の検討に努める。
33	前橋少鑑	H31. 3. 29	バスケットゴールの設置など、可能な限り様々な種類の運動ができるよう検討を求める。	運動は安全面や保安面に留意した上で、在所者が興味を持てるような種目や内容を工夫して実施しており、今後も可能な限り様々な種類の運動ができるよう検討に努める。
34	さいたま少鑑	H31. 3. 1	平成30年度における「意見・提案書」の提出件数は、わずか4件にとどまっており、委員会が在所者に面談した際には様々な改善の要望等が出されていることに鑑みれば、これほど少ない点は問題であるため、提案箱の周知方法等について、具体的な運用の改善を要望する。	提案箱の存在を更に周知徹底するため、月曜日と木曜日に寮内放送を行うことを内規に定める。また、提案箱付近に提案箱の存在や設置の趣旨を周知する文面を掲示する。
35	さいたま少鑑	H31. 3. 1	提案箱を待合室等に設置して保護者からの意見収集の機会とするとともに、保護者から在所者に対する「意見・提案書」提出への働き掛けの契機とすることを要望する。	提案箱は、在所者が視察委員会への意見・提案書を提出するためのものであり、それ以外の方からの施設運営に資するための意見聴取については、施設がすべき事項であることから、視察委員会が直接外部の方から意見聴取するための提案箱の設置は行わない。
36	さいたま少鑑	H31. 3. 1	一般の社会生活において、夕食の開始時間が午後4時30分であるのは早すぎるため、在所者の人権擁護の観点から早急に改善すべきである。	共同炊さん元である、さいたま拘置支所の調理時間等に大きく関係していることから、当所のみでは対応できないため、さいたま拘置支所及び本所である川越少年刑務所に給食開始時間に関して意見具申をする。
37	さいたま少鑑	H31. 3. 1	夏季の暑さ対策として、冷房機器を増設するなど、更なる対応をお願いしたい。	冷房機運転時間の増加や冷房機器の増設などを予算事情も踏まえながら検討していきたい。
38	さいたま少鑑	H31. 3. 1	一般社会の現状や衛生保持の観点から、入浴及びシャワーの回数を増加させるべきである。	職員配置上の制約はあるものの、入浴回数の確保について検討を継続するが、予算事情を考慮する必要があるため、当所だけの対応は困難である。視察委員会から意見があったことについては上級庁に伝達したい。
39	さいたま少鑑	H31. 3. 1	在所者が古くて役に立たない、又は誤った知識・情報を得ることのないよう、備付図書やDVDの更新等について、格段の配慮をお願いしたい。	健全な育成に係る備付図書やDVDの更新等については、職員に購入希望アンケートを実施するとともに、在所者の退所時アンケートに記載された映画及び図書に関する感想を参考にして、健全育成に資する内容のものを購入しており、今後は予算執行計画策定の優先事項とする。
40	さいたま少鑑	H31. 3. 1	面談希望者の面談が実現しなかったことは、大変遺憾である。面談希望が出されている場合には、必ず面談が実施されるよう、最大限の配慮をお願いしたい。	視察委員会の面談と面会が重なった場合は、在所者に選択させ、在所者が面会を選択した場合は、その旨を視察委員に伝えることとする。また、事前に時間等調整し、視察委員との面談及び保護者との面会を順次実施するように可能な限り配慮する。
41	千葉少鑑	H30. 3. 8	夕食時間を社会一般の時間帯に近づけ、就寝までに空腹とならないよう検討願いたい。	共同炊さんの都合上、運搬された食事を準備でき次第給与している。食品衛生上の観点から、配食・調理後は直ちに給与することが適当と考えており、食事時間を現行より遅くすることは難しい。
42	千葉少鑑	H30. 3. 8	冬季の入浴回数を増やす予算措置を検討願いたい。	少年鑑別所法施行規則第18条第1項の規定に基づき、適正に入浴を実施しており、この上なお回数を増やすには予算上の制約があり困難であることから、視察委員会から意見があった旨上級庁に進達したい。
43	千葉少鑑	H30. 11. 13	秋季から冬季への季節の過渡期での寒さ対策を検討願いたい。	平成29年度導入した冬用の「毛布2枚追加」の貸与時期を前倒しすることとした。
44	千葉少鑑	H30. 11. 13	居室及び廊下の臭い対策について検討願いたい。	居室及び廊下の臭いについて、職員及び複数の在所者等に確認しても、原因を特定するまでには至らなかったものの、該当箇所の清掃及び換気に留意するとともに、少年の申出により必要があれば消臭剤等を使用させることとした。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
45	千葉少鑑	H30. 11. 13	洗濯回数の増加及び運動後の洗濯の実施について検討願いたい。	季節に応じて洗濯回数を増加させているほか、体操服については1年を通じて週2回洗濯している。夏季においては、直接肌に触れる上衣について毎回運動後に洗濯しているほか、例えば汗や汚れがひどい場合等、必要に応じて個別に洗濯を実施するなど柔軟な対応をとっており、そのため個別に声掛けすることとした。
46	千葉少鑑	H30. 11. 13	食事の保温対策について検討願いたい。	食器の蓋を導入することとした。その状況を見て、更なる対応が必要であれば寮で保管する際の容器も検討することとした。
47	千葉少鑑	H30. 11. 13	石けんを使えない少年もいることから官給品によるポディーションプーの整備について検討願いたい。	現状どおり石けんを官給することとし、在所者の生活能力向上といった観点から、職員が石けんの使用方法を説明することで対応することとした。
48	千葉少鑑	H31. 1. 22	生乾きのまま洗濯物が戻ってくることがあり、改善を検討願いたい。	在所者の衣類の混交を避けるため、個人別にネットに入れて洗濯・乾燥を行っている実情がある。個人別のネットに入れ乾燥していることから、衣類をネットに入れることにより乾燥時に衣類が広がらないこと及び乾燥させるべき衣類が固まりやすくなり生乾きを招きやすいと考えられる。しかしながら、人員配置上の問題もあり、洗濯・乾燥の時間を増加させることは困難であることから、衣類の状態を見て必要に応じて室内に干すよう指導する等の対応を行っている。
49	千葉少鑑	H31. 1. 22	生乾きのまま洗濯物が戻った際の職員の指示に差異があることから改善を願いたい。	洗濯物の状況に応じて指示内容が若干異なる場合はあり得るが、室内で干す場所等について指示を統一することとした。
50	千葉少鑑	H31. 3. 15	洗濯物について衛生上の観点から天日干しによる乾燥を検討願いたい。	「天日干し」については、実施していない。 殺菌等の観点から意見が示されていると認識しているが、花粉及び微細粒子に敏感な少年も存在すること及び洗濯物の混交のおそれがあることから、現状の乾燥機を使用した衣類乾燥を行う取扱で対応する。
51	千葉少鑑	H31. 3. 25	冬場日中の居室の室温対策について、ヒーターの効果的な運用、ヒートテック等の機能性のある下着の導入なども考慮願いたい。	居室指定等を見直すことで効率的な暖房使用を検討したい。また、既存防寒衣は十分にストックがある上、予算事情により対応が困難であることに加え、衣類による体温調整の知識に乏しい在所者が、適切な下着等の重ね着をしていないケースもあることから、新たな衣類の整備は今回行わず、気候に応じた衣類の着用などについて、細やかに指導することで対応する。
52	東京少鑑	H30. 6. 2	在所者に対して視察委員会が機能していることを周知する方法を検討願う。	提案箱に「〇件の意見がありましたので視察委員会に対応しました」と貼付し、提案箱に投かんされた意見に対応していることを在所者に情報提供した。
53	東京少鑑	H31. 3. 31	視察委員会の存在や少年鑑別所における生活要領の周知が不十分である。映像や音声放送で説明する必要がある。	視察委員会の意義及び所内の生活要領の更なる周知に当たり、映像や音声を用いた説明の導入の可否について検討したい。
54	東京少鑑	H31. 3. 31	視察委員会、意見・提案箱の周知とともに、意見箱への意見・提案に対する適切なフィードバックの方法を工夫されたい。	意見の内容は、他に知られぬよう配慮する必要がある一方で、公表できる意見については、視察委員会の了解を得た上で、個人を識別できない状態に加工して、提案箱付近に掲示することを検討したい。
55	東京少鑑	H31. 3. 31	気温が上がりは始める5、6月頃からの生活環境の目安として温度・湿度の測定を実施されたい。	生活環境を適切に保つため、盛夏期以外にも気温や湿度の測定の時期を拡張し、また、使用していない居室等の温度を測定するなど、生活環境の把握に努めたい。
56	東京少鑑	H31. 3. 31	冷房などの設備が整わないことで、在所者の健康管理が職員にとって過度な負担になっているように感じられる。改善のため、外の社会の取り組みを参考とされたい。 また、視察委員会からも上級庁に意見を提出することを検討している。	冷暖房について、具体的なコストの算定を含めて検討したい。 また、空調設備の導入以外の暑さ対策については、各種学校や病院などの取組を確認し、その導入を積極的に検討したい。
57	東京少鑑	H31. 3. 31	入浴日でなくても、審判の前日には入浴ができるように必要な電気代、ガス代、人件費などについて試算されたい。	審判前入浴については、希望者に対する審判前のシャワー浴等を実施することが可能であるかを検討したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
58	東京少鑑	H31. 3. 31	毎日の入浴の可能性についても引き続き検討されたい。	入浴回数を増加させることは、職員配置及び予算上困難である。 なお、入浴回数は法の規定に基づき、保健衛生に配慮した上で実施しているところ、入浴回数の増加について視察委員会から意見があったことは上級官庁に伝達したい。
59	東京少鑑	H31. 3. 31	在所者の副食の温度管理について、冬場に温かいものを提供できるように検討されたい。	副食の納入後の温め直しについて検討したい。
60	東京少鑑	H31. 3. 31	給食への異物混入の訴えがあったことから、今後の対応を検討されたい。	異物混入について在所者から訴えがあったときは、複数の職員での確認や請負業者への注意喚起、また、必要に応じて調理工場を確認して原因を究明するなど、衛生管理に万全を期することとしたい。
61	東京少鑑	H31. 3. 31	「生活のしおり」の周知方法について、更なる工夫をされたい。	所内生活の周知方法については今後検討したい。
62	東京少鑑	H31. 3. 31	生活のしおりをダイジェスト版にして、少年鑑別所の生活の流れを在所者に提示するなどの措置も検討されたい。	少年鑑別所入所後の流れについては、面会者向けの生活のしおりの要約で用いている図を生活のしおりに綴るなど、在所者が所内生活への理解をより深めることができる方策を検討したい。
63	東京少鑑	H31. 3. 31	少年保護手続に関する室内放送を再開するなど、放送内容を所内生活や審判に関わる情報の提供に利用する方法を講じられたい。一方で、ラジオ放送を聞きたくないとする在所者の権利をどう保障するべきかも併せて検討されたい。	在所者に少年保護手続を説明する方法について、今後検討したい。また、所内のラジオ放送は、時事の報道に接する機会の付与と居室外の職員と他の在所者との会話内容を聞き取りにくくすることで個人情報の保護を図っている一方で、学習等の妨げとなる場合は、ラジオを切るなどすることで対応している。
64	東京少鑑	H31. 3. 31	財政上の問題を解決し、冷暖房の導入等を実現するため、また、健全育成の一層の充実のため、予算の見直し等に努められたい。	在所者の生活環境の向上については、予算、人員配置など複数の要因を考慮しつつ、コスト削減に取り組みながら、今後必要な措置を講じることとしたい。 また、少年の健全育成については、民間協力者による学習支援の充実等を今後も継続したい。
65	東京少鑑	H31. 3. 31	屋根のコイル状の有刺鉄線は、保安警備のためには過剰で撤去を改めて強く求める。	有刺鉄線については、保安警備上の観点を踏まえ、より適当な設備への置き換えが可能か否かについて引き続き検討することとしたい。
66	東京少鑑	H31. 3. 31	法務行政建築家と視察委員会との合同検討会などを開催することで、子どもの最善の利益の観点からの施設運営を行っていただきたい。	当所が主催して上級官庁の法務技官等との合同検討会を開催することは困難であると見込まれることから、視察委員会の要望として上級庁に伝達したい。
67	八王子少鑑	H31. 3. 11	在所者から、食事量の不足（空腹感）を訴える声を聞いている。食事における熱量等は、施設の載量に限界があることは承知しているため、身長により与える熱量に差を持たせることの合理性に疑問があることを含め、その再検討を上級庁に促されたい。	食事については、予算及び大臣訓令に基づく主食の給与熱量等を踏まえつつ、在所者のし好等も勘案しながら今後とも適正な給与を行う。また、意見については、機会あるごとに上級官庁に伝達したい。
68	八王子少鑑	H31. 3. 11	在所者からの食事についての要望については、今後も積極的かつ迅速な対応をされたい。	在所者の意見・要望に耳を傾け積極的な改善に努める。
69	八王子少鑑	H31. 3. 11	夏季のシャワー浴について、運動後のみ認められているが、運動をしない場合にも希望者には認められたい。	職員配置等の関係から直ちに実施することは難しいものの、新施設（東京西少年鑑別所）においては、全館空調による冷暖房が可能となることから、当該環境下における生活状況を注視しつつ、必要性について検討する。
70	八王子少鑑	H31. 3. 11	清潔な状態で入眠できるよう、入浴の時間帯をより就寝時間に近いところに変更することを検討されたい。	新施設（東京西少年鑑別所）においては、全館空調による冷暖房が可能となることから、当該環境下における生活状況を注視しつつ、必要性について検討する。
71	八王子少鑑	H31. 3. 11	在所者への頻繁な声掛けや質問しやすい関係性の構築等を、より一層図られたい。	職員の勤務姿勢についても、在所者との親身な関係性を構築できるようより一層の指導に努める。
72	八王子少鑑	H31. 3. 11	備付書籍の種類を増やすことや入れ替え（特に資格関係の書籍の最新化）について、在所者のニーズの調査を含め検討されたい。	図書整備の目的や在所者の希望・し好等を勘案しつつ、予算事情を踏まえて積極的に新規図書の購入と既存図書の更新を進める。
73	八王子少鑑	H31. 3. 11	図書の貸出冊数の増加を検討されたい。	貸与冊数の増冊について、必要性を踏まえて検討する。
74	横浜少鑑	H31. 3. 22	視察委員会の開催回数について、2か月に1回、年6回程度で準備をお願いしたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないため、視察委員会開催回数に係る要望について上級官庁に報告していききたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
75	横浜少鑑	H31.3.22	書籍の貸出回数、冊数及びその内訳などについて、在所者の希望に応じて改善し、書籍を一層充実するよう努力されたい。	備付書籍数の充実化や貸出冊数の増加については、平成29年度から改善した。しかし、貸出回数を増やすことは日課運営上困難であることから、貸出冊数の更なる増加について検討したい。
76	横浜少鑑	H31.3.22	在所者の生活空間における温度が適正となるよう、特に寒さ対策を適切に講じられたい。	空調設備の使用時間を柔軟に変更したり、使い捨てカイロや手袋の使用、靴下の重ね履きなどの対策をとった。今後は衣類の更新などを検討していきたい。
77	横浜少鑑	H31.3.22	寮室内において、清掃を含む保健衛生上必要な措置を講じるとともに、在所者に対し、必要に応じてマスクを給与するなどの対応をとられたい。	寮室内の清掃については、時間を決めて毎日実施させているほか、掃除機を貸与して時間をかけて清掃を行わせている。マスクについては、本人の申出により給与するとともに、自弁差入れも認めている。
78	横浜少鑑	H31.3.22	在所者の食事の内容、配膳方法、湯茶の給与回数及びその方法について工夫されたい。	食事については、共同炊さん庁や担当者間での協議を行い、湯茶については在所者の好みや給与方法などを考慮しながら、在所者の健康維持を念頭に検討したい。
79	横浜少鑑	H31.3.22	在所者に対する寮内放送の方法や音量について、正確に聞き取れるよう工夫されたい。	職員による告知方法について、在所者に正確に伝わるよう指導を徹底する。
80	横浜少鑑	H31.3.22	在所者が視察委員会への意見・提案制度をより積極的に活用できるよう、制度の周知等に努められたい。	入所時オリエンテーションにおいて、在所者全員に対して、視察委員会への意見・提案制度に関する説明文書及び意見・提案書用紙を配付して、制度の告知に努めている。
81	横浜少鑑	H31.3.22	在所者が居室内の窓枠を外した事案を受け、同様の事案が発生しないよう適切な対策を講じられたい。	日頃からの構造点検、職員による巡回を密にすることで事故防止に万全を期したい。
82	新潟少鑑	H31.3.7	来訪者出入口とは別の在所者専用の出入口を設置すべきである。	専用出入口の設置について検討したい。
83	甲府少鑑	H31.3.27	男子寮廊下のエアコンを早急に増設するよう申し入れる。	夏季における在所者の熱中症予防策の一つとして、令和元年度は廊下に1基設置したが、さらなる増設に当たっては、予算事情や設備面の実情を勘案しながら、エアコンの廊下への設置について検討したい。
84	甲府少鑑	H31.3.27	入所時のオリエンテーションにおいて、在所者に対し、視察委員会が作成した提案箱は職員が中を見ることはないこと、視察委員との面接を希望することが可能なこと等に係る案内資料を配布するとともに、これを口頭で説明するように申し入れる。	視察委員会作成の案内資料を在所者に貸与している「生活のしおり」の別紙として扱うこととした。入所時オリエンテーションでは、口頭で教示して理解させ、入所後も、毎週周知することを徹底する。
85	長野少鑑	H31.3.28	生活のしおりに「提案箱には鍵が掛かっている、原則として視察委員会の委員が開ける」と記載されているが、「原則」の文言を削除願いたい。	通達に照らすと、「原則として」の文言が必ずしも不適切とは考えないものの、提案箱の管理方法について協議・確認の上、前向きに検討したい。
86	長野少鑑	H31.3.28	生活のしおりに「少年鑑別所の職員に内容を秘密にして意見や提案を提案できます」と記載されているが、提出後も職員は見ることはなく秘密性は尊重されている上、意見・提案をした者に意見・提案による不利益が及ぶことはないことも付言願いたい。	「意見・提案書」やその提出の目的や趣旨にのっとり、「生活のしおり」を改訂し、適切な告知となるよう積極的に検討したい。
87	長野少鑑	H31.3.28	保護者面会控室に、視察委員会の存在や役割、秘密が保障され、在所者に不利益の及ぶおそれがないことの説明文を掲示した上で、提案箱の設置を検討願いたい。	法令上の提案箱に係る条文の解釈を確認の上、当所の取扱について回答することとしたい。
88	長野少鑑	H31.3.28	職員との情報交換の機会を検討願いたい。	回数や頻度にもよるが、実施する方向で検討したい。
89	長野少鑑	H31.3.28	段階的实施でも構わないので、在所者の居室への冷房機器の設置を検討願いたい。	エアコンの設置は予算上及び施設の設備構造上、直ちに設置することは困難であることから、上級官庁に要望していきたい。
90	長野少鑑	H31.3.28	居室内への時計の設置を検討願いたい。	保安上の観点や設置可能な時計の品目、予算執行状況等を総合的に勘案して検討したい。
91	長野少鑑	H31.3.28	施設の耐震強度について、現状を正確に把握するとともに、これに応じて適宜、上級官庁に適切な上申の実施を願いたい。	施設の耐震強度について、実情を正確に把握するとともに、必要に応じて上級官庁に説明し、理解を得られるよう努め、施設整備の充実化について要求していきたい。
92	長野少鑑	H31.3.28	各出版社の図書目録等の整備を検討願いたい。	各出版社の図書目録は膨大になると考えられ、整備するとしても入手方法や予算の問題に加え、閲覧の場所や方法等の問題があり、これらを踏まえた上で検討したい。
93	静岡少鑑	H31.3.26	熱中症予防など在所者の健康管理上の観点から、全居室へのエアコンの設置及び稼働に必要な予算編成につき上級官庁に要望願いたい。	エアコンの増設設置については、予算事情により、直ちに実施することは困難であるが、視察委員会の意見は上級官庁に報告する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
94	静岡少鑑	H31. 3. 26	冬の寒さ対策について、廊下にファンヒーターが設置されているものの、更なる対策を検討願いたい。	暖房機器の増設設置については、予算事情により、直ちに実施することは困難であるが、視察委員会の意見は上級官庁に報告する。現状としては、衣類・寝具の貸与を手厚くし、使い捨てカイロの自弁使用等を許可しているほか、エアコンを稼働させられる場所については、気温状況等を見ながら予算の範囲内で使用するなど臨機に対応しており、今後とも対策に努めたい。
95	静岡少鑑	H31. 3. 26	冬の寒さ対策について、居室内で毛布をひざ掛けとして使用できることを知らなかった在所者もいたため、在所者に周知されたい。	毛布を折り畳むなどしてひざ掛けとして使用してもよいことをオリエンテーション時、巡回時等に指導しているところであるが、気温等を見て全体放送するなどして、今後も広く在所者に周知することとしたい。
96	静岡少鑑	H31. 3. 26	入所前には毎日入浴している在所者も多いことから、入浴回数の増加を可能とする予算措置及び職員配置を要望する。	入浴回数を増加することについては、予算事情により、直ちに実施することは困難であることから、視察委員会から意見があったことを上級官庁に伝達する。
97	静岡少鑑	H31. 3. 26	複数の在所者から、就寝時の照明が明るいため睡眠の妨げになるとの意見があったため、在所者の睡眠を確保するための対応・工夫を検討されたい。	夜間の照明については、保安上及び在所者の健康状態を把握する必要性から一定の明るさを確保する必要があるが、廊下等の寮内の各箇所については、可能な範囲で消灯している。
98	静岡少鑑	H31. 3. 26	朝食は副食が少なく特に野菜不足が顕著であるため、改良を要望する。	1日当たりの食事の標準栄養量は法務大臣訓令により定められ、その基準を満たすよう給食事業者と契約をしているところであり、定期的に事業者標準栄養量等についてヒアリングを行っている。
99	静岡少鑑	H31. 3. 26	食事時間につき、15分以内に食べなければならないと誤解している在所者がいたことから、日課表に基づく食事時間について在所者に周知されたい。	15分という時間制限は設けていないが、日課表において、朝食は午前7時10分から同8時まで、昼食は午後零時から同1時まで、夕食は午後5時から同30分までとあるところ、オリエンテーションにおいて、おおむねこの時間帯に喫食する目安であることを説明しており、引き続き在所者に周知することとしたい。
100	静岡少鑑	H31. 3. 26	在所者から居室内でのアレルギー症状などの訴えが見られたため、居室の清掃及び寝具の日干しの回数を増やす等、適切な対策を講じられたい。	寝具については、適宜、日干しや布団乾燥機による乾燥を実施している。花粉飛散の時期には、日干しした場合に花粉が付く可能性があることを在所者に説明した上で、日干しの希望を確認して対応するなど柔軟に対処している。また、毎日、居室内を清掃する時間を設けているほか、定期的に職員による清掃を行っている。アレルギー対策を含め、今後も適切な居室衛生管理に努めたい。
101	静岡少鑑	H31. 3. 26	居室内に蚊や蜘蛛などが入ってきて困るとの在所者の訴えがあったため、適宜駆除し、居室の衛生管理を徹底されたい。	害虫対策としては、定期的にくん煙消毒しており、害虫等が発生した場合には適宜、殺虫剤を使用するなどして臨機に対処している。また、居室が空室になった際には、より綿密な掃除、整理整頓をして居室の衛生管理に努めている。
102	静岡少鑑	H31. 3. 26	平成30年度は提案箱への投かんが1通もなく、提案箱の存在及び設置場所を理解していない在所者が複数いたため、提案箱の周知徹底に努められたい。	少年鑑別所視察委員会についての説明を記している「生活のしおり」の冊子を居室備付とし、在所者がいつでもその説明を読めるようにしている。また、提案箱の設置場所に説明ポスターも貼り、随時、在所者が投かんできるようにしている。さらに、設置場所に自ら足を運ばなくとも、職員に提案箱を持参させることも可能としている。引き続き提案箱に投かんしやすい環境の確保に努めたい。
103	静岡少鑑	H31. 3. 26	視察委員会を年6回とするための適切な予算措置を講じることにつき、上級官庁に進言願いたい。	視察委員会の開催に必要な予算の増額措置については、視察委員会からの要望事項として引き続き上級官庁に報告したい。
104	富山少鑑	H31. 2. 7	平成31年度以降、富山少年鑑別支所の在所者から意見書が投かんされた場合、どのようなルートで名古屋少年鑑別所視察委員会に意見書の情報が伝達されるのか確認したい。	当所が分所化となった以後の視察委員会活動に関する内容であることから、本所となる名古屋少年鑑別所に同意見を確実に引き継ぐこととした。
105	富山少鑑	H31. 2. 7	分所化に伴い、予算配分が本所重視に傾き、支所の在所少年の処遇に悪影響を及ぼす可能性が否定できないため、適切な予算執行に努められたい。	当所が分所化となった以後の施設運営に関する内容であることから、本所となる名古屋少年鑑別所に同意見を確実に引き継ぐこととした。
106	富山少鑑	H31. 2. 7	分所化により、地域支援の輪が縮小するようなことがないよう、富山の地域支援の在り方を検討いただきたい。	当所が分所化となった以後の施設運営に関する内容であることから、本所となる名古屋少年鑑別所に同意見を確実に引き継ぐこととした。
107	富山少鑑	H31. 2. 7	人員削減により、鑑別調査が手抜きにならないか、土日の対応が不十分にならないか、地域支援の拡充に支障を来さないかなど、様々な懸念がある。鑑別の実施や適切な観護処遇等に支障を来すことのないよう、十分な手当を求める。	当所が分所化となった以後の施設運営に関する内容であることから、本所となる名古屋少年鑑別所に同意見を確実に引き継ぐこととした。
108	金沢少鑑	H31. 3. 27	夏季における在所者の塩分摂取方法について、改善の余地があると考えるので検討願いたい。	夏季における在所者の塩分摂取については、スポーツドリンクの提供により実施しているところではあるが、今後の適切な塩分の摂取量を踏まえて塩飴の提供等についても検討する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
109	金沢少鑑	H31. 3. 27	夏季における空調設備の改善について、可能な限り早期に実現できるよう検討願いたい。	冷房機器の設置は予算事情により対応は困難であり、また施設の構造上の面から早急な対応は難しい。送風機の設置及び冷却剤等の貸与で対応しているところであり、今後も限られた設備及び予算の範囲内で効果的な方法について検討していく。
110	金沢少鑑	H31. 3. 27	夏季における在所者の体調管理に引き続き十分留意されるよう要望する。	在所者の健康状態の把握については万全を期しているところであり、現在の体制を継続していく。
111	金沢少鑑	H31. 3. 27	提案箱の利用が一貫して低調であることから、提案・意見書の様式の改訂を検討願いたい。	意見・提案書の様式は、通達により定められていることから施設限りで改定することは困難である。委員会の意見は上級官庁に伝達する。
112	金沢少鑑	H31. 3. 27	在所者が入退所時に実施しているアンケートは、視察委員会からの意見提案の際の資料になると考えるので、委員会による閲覧を検討願いたい。	当所が実施している在所者アンケートについては、要望があれば提示する。
113	金沢少鑑	H31. 3. 27	「生活のしおり」の改訂作業が終了した際に、視察委員会からも意見を申し上げたいので提出願いたい。	生活のしおりについては、より分かりやすいものに変更しているところであり、改訂作業後に提出したい。
114	金沢少鑑	H31. 3. 27	在所者用給食の副菜を温めて提供することができないか検討願いたい。	主食及び汁物については温食給与を実施しているところである。副食については、一つの容器に冷菜が併せて提供されているところ、温めのため冷菜を取り除くなど、食品に触れる機会が増えれば、食中毒発生のリスクが高まると見込まれることから、実施については予定していない。
115	金沢少鑑	H31. 3. 27	視察委員会の第1回開催を早期に実施していただくよう要望する。	第1回視察委員会の開催を早期に実施するよう調整する。
116	福井少鑑	H31. 3. 7	「意見書・提案書」の利用方法等の周知徹底を願いたい。	当所における「意見・提案書」の利用方法等については、①入所時オリエンテーションの際、職員から在所者に対して視察委員会に係る事項を説明・告知する、②居室内に備え付けている生活のしおりに同事項の記載があるほか、「意見・提案書」と封筒のセットを同封、③提案箱近くに「意見・提案書」を常備する、などにより周知徹底しているところである。さらに男子寮・女子寮廊下の各提案箱付近及びレクリエーション室に、同旨の説明パネルの掲示を講じることとした。
117	福井少鑑	H31. 3. 7	不測の自然災害に備え、福井少年鑑別所における防災対策の再点検を行うよう求める。	防災対策については、当所には自然災害に備えるための対応マニュアルがあり、継続的に十分なものの再点検を行っているところである。これに加え、平成30年度は、平成30年2月の福井豪雪を踏まえ、大雪災害が発生した場合の対応策を検討して、職務研究会において発表した。
118	福井少鑑	H31. 3. 7	少年、保護者及び関係機関等に対し、より一層、福井少年鑑別所が実施する非行及び犯罪の防止に関する援助業務の広報活動を行うことを求める。	当所における地域援助の広報活動については、①ホームページ、②募集参観、③関係機関・団体への研修・講演、参観時などの機会をとらえて、積極的に実施してきたところであり、特に、平成30年度は、福井県再犯防止推進計画策定委員会を通じて福井県再犯防止推進計画に取り上げていただいたところである。今後も、より一層の広報及び活動を実施していくこととしている。
119	福井少鑑	H31. 3. 7	各視察委員による視察委員会活動が円滑かつ充実を実施できるよう、福井少年鑑別所による情報の提供等をより一層充実したものとすよう求める。	当所の情報の提供については、①紙面による資料、②見学やパワーポイントを用いた説明、③視察委員会開催時における意見交換などを通じて、実施しているところである。引き続きこれらを実施するほか、情報提供に係る視察委員会のご要望等を踏まえ、内容を具体的にイメージしていただけるよう、より丁寧かつ具体的に説明することとしている。
120	岐阜少鑑	H30. 5. 30	提案箱への投かん数が少ないが、投かんしたくても投かんしづらい場合があるかもしれないので、意見・提案をしやすい方法について検討を要する。	生活のしおりには説明とともに提案書を添付しており、入所時オリエンテーションでの説明を継続していく。
121	岐阜少鑑	H30. 7. 23	夜間就寝後の冷却剤等の交換を申し出づらいこと及び扇風機が小さい等の問題があることから、今後なんらかの暑さ対策が必要である。	夜間就寝後の冷却剤等交換の申し出については遠慮なく申し出るように周知し、扇風機については一般的なものを買与した。また、レクルームのエアコンを使用し、寮室に冷風を送風した。
122	岐阜少鑑	H31. 3. 26	夏季・冬季の温度調整を徹底することを求める。	通気口について冬季も閉鎖できない仕様であったため、工事し、開閉可能にした。今後は空調設備の整備について検討する。
123	岐阜少鑑	H31. 3. 26	温かい食事の提供を徹底することを求める。	温食給与のため、配食用に保温用食缶を使用するなど配慮している。今後は温蔵庫等の整備を検討する。
124	岐阜少鑑	H31. 3. 26	意見・提案書の書式について所定の書式のみではなく、在所者の使いやすい自由な書式を認めることを求める。	意見・提案書の様式は、通達をもって定められている。ただし、同通達において、在所者が私物の便せんの使用を申し出たときは、その使用を認める取扱いとなっている。視察委員会の意見は上級官庁に伝達する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
125	岐阜少鑑	H31. 3. 26	在所者が居室を出る際には、持ち物検査がされるとのことであるが、意見・提案書について、意見・提案を行ったか否かも含め秘密に意見・提案できるように工夫することを求める。	在所者が居室を出入りする際の持ち物検査は保安上必要であり、書面を携行していることは把握するが、記載内容は見えていない。
126	岐阜少鑑	H31. 3. 26	広く意見を求めるために、在所者の関係者からも気軽に意見を意見・提案できるよう、待合室に意見提案箱を設置することを求める。	提案箱は、在所者が視察委員会へ意見・提案書を提出するためのものであり、それ以外の方からの施設運営に資するための意見聴取については施設がすべき事項であるため、部外者から視察委員会に宛てた意見聴取用の提案箱を設置する予定はない。
127	名古屋少鑑	H31. 3. 7	夏季には、毎日、シャワー及び洗髪の時間を設けることを再度検討いただきたい。	代替案として就寝前の拭身を積極的に勧め、また、医療上の必要性があれば個別にも対応するなど、保健衛生にも配慮した上で実施しているが、予算上の措置については、上級官庁に意見具申を行っていく。
128	名古屋少鑑	H31. 3. 7	午後４時３０分開始の夕食時間が早すぎるため、３０分から１時間繰り下げるか、午後７時に降に補助食を給与するかを検討いただきたい。	契約業者の都合上、調理時間や納品時間を遅くすることはできないため、困難である。また、補助食の給与は予算事情により、困難である。
129	名古屋少鑑	H31. 3. 7	富山少年鑑別所が支所となった場合、テレビ会議だけではなく、各施設の現状視察や在所者との面談の機会を設けるべきである。	各視察委員が本所及び支所を訪問し、現状視察を行い、在所者との面談ができるよう、機会を設ける予定である。
130	名古屋少鑑	H31. 3. 7	テレビ会議のみでは、視察委員会が富山少年鑑別所所在所の意見聴取の機会が保障されないため、富山少年鑑別所の委員は、少なくとも２名が必要である。	富山少年鑑別所の視察委員を２名にすることについては、上級官庁に意見具申を行っていく。
131	名古屋少鑑	H31. 3. 7	視察委員会開催日以外の月にも、富山の２名の視察委員のどくちらが提案箱の確認を行い、必要があれば臨時委員会の開催を要望して、協議・検討する機会を保障すべきである。	臨時会議を開催する場合の日程調整、会議室の提供等を行っていく。
132	名古屋少鑑	H31. 3. 7	視察委員会開催回数について、現状の５回を超えた場合の臨機な予算措置の対応をお願いしたい。	定例会である５回の視察委員会以外に臨時会議を開催した場合は、予算措置がなされるよう上級官庁に意見具申を行っていく。
133	津少鑑	H30. 8. 6	在所者の居室前廊下のエアコン設置について、視察委員会から上級官庁への意見で対処したい。	エアコンの増設設置については、予算事情により、直ちに実施することは困難であるが、視察委員会の意見は上級官庁に報告する。
134	津少鑑	H30. 8. 6	津少年鑑別所視察委員会作成の面接を呼びかけるポスターを作成するので、精査確認してほしい。	幹部職員がポスターの内容を確認した後、生活のしおりに編綴し、視察委員会開催のアナウンス時にも面接実施希望の確認を呼びかけている。
135	津少鑑	H30. 10. 4	視察委員会への面接を呼びかけるポスターを生活のしおりに編綴するとともに、面接希望を確認する際にも配布してほしい。	視察委員会による意見提案制度の存在と手続に関し、在所者に対して引き続き丁寧なオリエンテーションを行うことの周知を図った。また、意見提案を増やすための措置として、意見提案箱は、現在の設置箇所の他、男子寮及び女子寮の廊下にそれぞれ追加して設置した。
136	津少鑑	H31. 3. 22	廊下に空調設備を設置して冷気を各居室に送るなどの措置を柔軟にとることで一定の温度管理を行うことが望まれる。	エアコンの増設設置については、予算事情により、直ちに実施することは困難であるが、視察委員会の意見は上級官庁に報告する。
137	津少鑑	H31. 3. 22	平成３０年度は在所者が希望していないことから、１度も面会が実施できなかったが、面会実施率の高い施設から同意の取り付け方法を教示願いたい。	在所者に対しては、視察委員との面接が可能である旨周知しているが、面接の希望は示されなかった。面接を希望する場合は在所者の任意であるが、引き続き丁寧に説明していくこととしたい。
138	津少鑑	H31. 3. 22	平成２９年度まで閲覧していた退所時アンケートを平成３０年度は閲覧拒否された。視察委員会の使命を全うするため是非とも改善されたい。	平成２９年度までのアンケートには、在所者向けの説明文に、結果の公表についての記載があったが、現在使用しているアンケートにはその旨記載していなかったため、個人情報保護の観点から閲覧をお断りしたものである。今回の意見を踏まえて改善することとしたい。
139	津少鑑	H31. 3. 22	外国人在所者の会話不足を解消する手立ての改善にも積極的に取り組まされたい。	これまでも日本語の日常会話に支障のある在所者に対しては、通訳人を依頼して、鑑別のための面接はもとより、少年鑑別所内の生活要領の説明や心情把握等をしてきたところである。 平成３０年度は、外国人在所者は数人いたが、会話に支障のある在所者はいなかった。これまで、三重県内には通訳人が余りいない言語を用いる国籍の在所者に対しては、隣県から通訳人を依頼したり、当該在所者の母国語によって作成された生活の要領を示したマニュアル、健康面に関する質問紙等を活用することで、対応している。
140	津少鑑	H31. 3. 22	入浴回数の増加に積極的に取り組まされたい。	入浴は、関係法令の定めに基づき必要な回数を確保しており、保健衛生にも配慮した上で実施している。
141	津少鑑	H31. 3. 22	医療体制の充実についても積極的に取り組まされたい。	在所者の健康状態の把握については万全を期しているところであり、現在の体制を継続していく。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
142	大津少鑑	H31. 3. 31	図書の貸出について、翌日が平日のときは3冊、翌日が休日のときは5冊などと決められているが、貸出する本の冊数を増やすことを検討されたい。	現在の図書の貸出冊数については、当所の図書の管理スペース上の問題から図書を増やすことが難しいことを勘案し、在所者に図書が行き渡らないことのないようなルール作りを行った結果であり、現行どおりの運用が適当であると考え。
143	大津少鑑	H31. 3. 31	図書の種類について、シリーズ本を全巻揃えるなど、貸出本の種類や冊数の充実を図られたい。	当所は小説や漫画本について、様々なジャンルを取り揃えており、多くの少年のニーズに対応できていると考えているものの、少年の好みは多様であり、全ての希望に対応することは困難であると考え、限られた予算を有効活用し、人気のあるシリーズ本など未完のものについては順次購入することとしたい。
144	大津少鑑	H31. 3. 31	入浴について、土曜日又は日曜日にも入浴、少なくともシャワー浴ができるよう改善を検討されたい。	土日のシャワー浴の実施については、職員配置上困難であり、また、仮に実施したとしても、光熱水料の増加による予算上の問題も避けられないため、タオルの貸与数を増やし、身体の清拭をする機会を設ける等、保健衛生にも配慮した上で実施している。
145	大津少鑑	H31. 3. 31	男子少年収容の居室について、職員に用事があるときは、居室内のボタンを押して報知板を出すことで知らせる構造がとられているが、職員に気づいてもらえないこともあり、その場合、他に職員に知らせる追加の手段がないことから、改善について検討されたい。	報知板の動作確認を実施し、可動に問題がないことを確認した。また、オリエンテーション時に、長時間職員が来ないときや緊急時には声を出して差し支えない旨説明しており、引き続き、説明に遺漏のないよう徹底したい。
146	大津少鑑	H31. 3. 31	新法施行後の貴所の活動の深化、増加に対応する職員体制が不十分であり、働き方改革が求められる中、貴所職員の増員により、同職員の負担軽減、ひいては鑑別所内外の少年の更生や健全な成長に寄与すると思料されることから、貴所職員の増員を求める。	職員の増員については、施設限りでは対応できない事項であるため、上級官庁へ伝達する。
147	京都少鑑	H31. 3. 15	施設の老朽化が著しく、在所者の生活環境、職員の執務環境に問題があり、酷暑期には在所者の健康被害が発生する危険性があるので、速やかに新築を含めた抜本的な施設・設備上の改善を行われたい。	当所の実情について上級官庁に説明し、理解を得られるよう努め、引き続き施設整備の充実化について要求していきたい。
148	京都少鑑	H31. 3. 15	在所者の居室やレクリエーションルーム等在所者の生活、処遇上の主要箇所に冷暖房設備を設置するなど、夏季の暑さ、冬季の寒さへの対応を継続的に行われたい。	冷暖房設備の設置については施設整備の制約及び予算上の理由により直ちに対応することは難しいが、暑さ対策としてスポーツ飲料の増給与や冷感寝具の導入、寒さ対策として居室への断熱シートの整備等、可能な限りの対策は講じているところである。
149	京都少鑑	H31. 3. 15	できるだけ温かい食事を摂れるよう工夫を検討されたい。	弁当給食の配達後、主食については保温庫を整備するなどして温食給与に努めている。副食については弁当形式であり一律に加温には向かないため、納入後、冬季は常温、夏季は冷蔵にて保管している。
150	京都少鑑	H31. 3. 15	少年が著しい空腹を感じることがないよう、食事の時間や補食等の工夫を検討されたい。	法令等による栄養摂取量の規定及び予算面から、栄養摂取量が不足している以外の理由による補食は困難である。
151	京都少鑑	H31. 3. 15	地域援助業務の充実にも努めるとともに、職員の負担が過大なものとならないよう、人力的・組織的な手当を充実されたい。	令和元年度からは地域非行防止調整官が新たに設置されることから、今後は職員研修をより効果的に実施するなどして、法務技官（心理）ばかりでなく、法務教官のスキルアップにも重点を置き、業務の平準化を進めていくように努める。
152	京都少鑑	H31. 3. 15	職場の環境改善のため設置したプロジェクトチームについて、検討内容や方針等を十分に周知するなどして職員間の意思疎通の円滑化を図られたい。	当該プロジェクトチームは、職員から聴取した意見に基づいて改善内容等を検討するものであり、平成30年度の検討結果については、冊子にして閲覧できるようにしている。
153	大阪少鑑	H31. 3. 4	弁護士に対する接見依頼連絡について、緊急で費用が負担できない場合であれば、相当性の審査を行った上で、国費で電報を発出することは可能であるとのことであるが、接見交通権の保障の観点から、留置施設と同様、電話で取り次ぎ連絡することができるようにされたい。	職員が弁護士に対して電話連絡することについては、在所者の申出のみを基に架電することになる。このため、電話の掛け間違い等の過誤や個人情報の漏えいが生じるおそれがあると考えられる。在所者が、緊急に必要な場合には弁護士に電報を打電する等の手段もある上、費用が負担できない場合には国庫負担とする余地もあるという取扱いとしていることを御理解願いたい。
154	大阪少鑑	H31. 3. 4	面会時間について、在所者数が増え、面会立会職員の数が不足している場合、20分として運用し、待合室が溢れるような状況では、15分として運用しているとのことであるが、面会立会職員を補充するなどして、30分確保するよう努められたい。	現状においても、面会が混み合ってきた際には、職員配置が可能であれば、面会立会職員を増員して対応しているところであり、今後も可能な限り面会時間を30分確保するよう努力したい。
155	大阪少鑑	H31. 3. 4	土日祝日の面会について、閉庁日・執務時間外でなければ面会に来られない保護者が存在する以上、このような保護者と在所者とが円滑にコミュニケーションがとれるよう、より一層配慮されたい。	保安上及び職員配置上の理由から、常態的に閉庁日・執務時間外の面会実施は困難であることを御理解いただくとともに、例外として、特段の事情がある場合の配慮をどの程度行うかについては、個別のケースを精査して慎重に検討したい。
156	大阪少鑑	H31. 3. 4	居室内の温度測定をお願いしたところ、廊下に比べて室温が低いこと、居室内で温度差があることが判明した。定期的に居室内の温度測定を行うことで、年間を通じての廊下との温度差及び居室間の温度差を把握し、冷暖房の運用等、適切な住環境が保たれるよう留意されたい。	季節により他の居室と比べて気温差が大きい居室については、なるべく使用を控えるなどして対応している。引き続き、定期的に居室内の温度測定を行い、さらに適切な配室を行うとともに、防寒具の適切な貸与や必要に応じた冷暖房機器の運転延長などを行い、適切な生活環境が維持できるよう努めたい。
157	大阪少鑑	H31. 3. 4	引き当たり捜査のため、在所者が外出する際、昼食の代わりに菓子パンを持参するが、甘いパンばかりであるため、食事に適しておらず、工夫されたい。	引き当たり捜査のための外出は、警察署や検察庁から急ぎよ依頼されることも多く、依頼に迅速かつ柔軟に対応するためにも、賞味期限まで余裕がある種類のパンを、常時、一定数準備した上で、必要に応じて即座に給与できる運用が求められるため、直ちに変更することは困難であることを、御理解願いたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
158	大阪少鑑	H31. 3. 4	職員が有給休暇を取得しやすい環境をつくるとともに、職員間で有給休暇の取得状況に格差が生じないよう工夫された。	業務の合理化等を進め、職員が有給休暇を取得しやすい環境作りに努めるとともに、有給休暇の取得が少ない職員については、幹部職員等から適宜声掛けを行い、できるだけ取得状況に格差が生じないようにしたい。
159	大阪少鑑	H31. 3. 4	視察委員会開催回数を6回とされたい。 平成30年度視察委員会開催回数は5回であったが、意見提案投かんの増加、面接希望者への面接実施、意見書の検討などにより6回の開催は必要と考えられる。	令和元年度においても、年5回分の視察委員会開催の予算措置が講じられていることから、この予算措置の範囲内での開催を予定しているところであるので、御理解願いたい。 ただし、年6回の開催ができるようにとの御意見があったことを踏まえ、上級庁の了承を得た上で追加開催が可能かどうか、検討したい。
160	大阪少鑑	H31. 3. 4	平成31年度視察委員会についても、各開催日に際し、施設の現況・発生した職員・処遇関係の現況・月間行事予定などの資料提供と説明をされたい。	御意見を踏まえ、令和元年度においても引き続き視察委員会の開催の都度、職員関係、処遇関係を始めた施設との概況、行事予定等について、積極的な情報提供に努めたい。
161	大阪少鑑	H31. 3. 4	視察委員が出席可能な行事について、情報を提供されたい。	御意見を踏まえ、次年度においては、視察委員が出席可能な行事について、積極的な情報提供に努めたい。
162	神戸少鑑	H31. 3. 31	運動場がかなり狭く、できる運動が限られているので、根本的な解決を目指して、継続的に努力されたい。	運動場の拡張については、当所限りでは対応できないことから、視察委員会の御意見は上級官庁に報告する。 なお、従前、狭い運動場においても十分な運動量を確保できるようにするなど運動種目を工夫してきたところであるが、今後とも、運動指導に係る外部講師の助言等も得て、運動内容の見直しを進めてまいりたい。
163	神戸少鑑	H31. 3. 31	運動場が隣地のマンションから見渡せるので、何らかの遮蔽設備が必要であり、根本的な解決を目指して、継続的に努力されたい。	運動場のふかん防止のための遮蔽措置については、当所限りでは対応できないことから、視察委員会の御意見は上級官庁に報告の上、検討したい。 なお、遮蔽設備以外のふかん防止対策（帽子の着用等）は引き続き講じていくこととする。
164	奈良少鑑	H30. 11. 1	意見提案箱を現行のものより大きいものに変更することを検討願う。	視察委員会の要望のとおり、現行より大きい意見提案箱を設置した。
165	奈良少鑑	H30. 11. 1	「奈良少年鑑別所視察委員会ニュース」と題する視察委員会の役割や活動内容等が記載された在在所向け広報紙を、全ての在在所が目にするのできる場所に掲示してほしい。	定期的に図書交換を実施している集団テスト室の壁面に掲示した。
166	奈良少鑑	H31. 3. 29	居室へ冷氣及び暖気が届く仕組みを整えるべきである。	居室内への空調機設置は、居室の構造及び保安上の支障を考慮するとかなり困難である。ただし、猛暑期及び厳寒期の体調管理のための対策は、予算の範囲内で対応可能な措置を講じていく。 なお、採暖対策として各居室に小型の電気カーペットを整備予定である（女子寮については既に整備したが、男子寮分は製品の在庫がなく、購入を令和元年度に見送った。）。猛暑対策は、サーキュレーターで廊下側から冷氣を送り込む等の対応を検討する。
167	奈良少鑑	H31. 3. 29	就寝時に空調を切る運用を廃止すべきである。	光熱費の予算を考慮すると、終日空調を稼働させることは困難である。 なお、就寝時の防寒対策として、より暖かい寝具の整備等について検討したい。
168	奈良少鑑	H31. 3. 29	就寝時の照明を現状より暗くすべきである。	就寝時間帯の巡回時、居室外部からの視察により、在所者の異変（体調の急変、自殺・逃走の企図等）を察知する必要から、一定の照度を確保するものであり、現状より暗くすることはできない。
169	奈良少鑑	H31. 3. 29	飯米の分量を選択できるようにするべきである。	法務大臣訓令（矯正施設被収容者食料給与規程）により主食の熱量が決められており、飯米の分量を選択制とすることはできないが、体位が著しく異なる者については、医師の意見を聴取した上で増量可能な運用となっている。
170	奈良少鑑	H31. 3. 29	居室内の便所に扉又はカーテンを設置して便所利用時に外部から視認できないようにすべきである。	矯正施設では保安上の観点から在所者の動静把握を妨げる更衣・用便のカーテンや扉の設置は、限定的な運用としていところであり、当所もその例外ではない。女子在所者については、異性職員の配置を行う都合により、更衣・用便時に限り、カーテンの使用をさせているが、それでもカーテンを短くし、足元は見えるようにし、動静の一端は把握できるようにしている。男子在所者については、更衣時の問題は生じないことから、つい立ての使用にとどめている。
171	奈良少鑑	H31. 3. 29	面会時間について直後に当該面会室での他の面会が予定されているのであれば30分で終了すべきであるかのように感じられる運用をすべきではない。	アラームの使用は、面会時間を30分以上確保するために行っているものであり、面会終了を伝えるためのものではない。また、現状において、30分を下回らない時間経過の時点で、面会立会職員が在所者及び面会者に面会継続の意思確認を行う運用としているが、在所者によっては遠慮して面会継続の意思を伝えられないなどの指摘があったことから、職員に対し、改めて面会の実施時、適切な配慮を行うよう指導を行う。
172	奈良少鑑	H31. 3. 29	居室において、ちり紙の代替品を給与すべきである。	平成29年度から、ティッシュペーパーの給与についての意見が出されているところ、箱の中で紙が組み合わされるなど本体を損なわない形で、内部検査を行うことが困難であることから、ちり紙の使用を継続している。水分を含みぼろぼろになりやすい点については、紙の性質上やむを得ないものとするが、より丈夫な代替品について、他施設の状況も調査し、引き続き検討していきたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
173	奈良少鑑	H31. 3. 29	在所者からの意見・提案書の書式を視察委員会提案のものに変更するべきである。	現在使用している書式は通達に定められたものであり、当所限りで変更することは困難である。 なお、投かん数の減少は、収容者数の減少によるものと思われる。（当所では、視察委員会発足時に、視察委員会からの要望に基づき、意見・提案書については視察委員会作成のものを全在所者に配布し、記載の有無にかかわらず退所時に投かんする運用にしている。平成29年度、視察委員会と協議し、意見・提案書の様式のみ通達に定められたものに変更した。）
174	和歌山少鑑	H31. 3. 14	調査や接見のため時間が取れないことや職員配置が困難なときがあることは理解しているが、希望者には、可能な限り、毎日運動の機会が与えられるようより一層の工夫を求める。	1日1時間の運動時間を確保するよう日課で定めているが、調査や付添人面会等のため、その時間に参加できない在所者が出てくる場合があり、そうした場合であっても、運動内容を工夫するなどして、可能な限り、そのような在所者も運動できる機会を確保できるよう検討を続けたい。
175	和歌山少鑑	H31. 3. 14	視察委員会宛ての意見・提案書が投かんされるようより一層の工夫を求める。	視察委員会宛ての意見・提案書を投かんできることについては、生活のしおりに明記し、入所時オリエンテーションでも口頭で告知しているところであるが、今後は、貸与する道具箱に意見・提案書の用紙を1枚入れるとともに、毎週日曜日午後4時に視察委員会についての役割に係る放送を行う。
176	鳥取少鑑	H30. 4. 6	テレビが切断されるとき、職員によりテレビを切る、切らないを在所者に伝える点が統一されておらず、切ることを伝えるよう統一できないか。	テレビの電源を切る際は、その旨を伝えることを職員間で統一するようにした。
177	鳥取少鑑	H30. 4. 6	居室の椅子は中央に穴が空いており、座ると尻が痛い。他の物に変えることできないか。	厚みのある座布団に変更して対応をした。
178	鳥取少鑑	H30. 4. 6	食事の際に用意されるお茶が熱すぎて飲めないとのことで、対応を検討されたい。	冷ましてから飲むよう指導をする。
179	鳥取少鑑	H30. 4. 6	借りている本は昼までに読み終わっているため、夜間の録音教材聴取終了の時間からテレビ視聴までの時間が長すぎて時間を持て余してしまうとのことであり、対応を検討されたい。	貸し出せる本の冊数を1冊増やした。併せて学習や読書の方法について職員が指導し、適切な時間の使い方を学ばせるようにする。
180	鳥取少鑑	H30. 4. 6	ご飯が足りないため、留置場のように弁当を増やせないか。	給与するカロリーが訓令等で規定されており、対応することは困難である。
181	鳥取少鑑	H30. 4. 6	夕食開始を午後4時30分より遅くできないか、検討願う。	人的制約や予算事情を踏まえた契約内容から、対応は困難である。
182	鳥取少鑑	H30. 5. 7	意見提案箱の場所を在所者が知らないということであり、確実に把握できるよう改善願う。	意見箱の設置及び場所については、入所の告知時に伝えているが、具体的な設置位置について、入所翌日の図書を貸し出す際に改めて示すよう対応する。
183	鳥取少鑑	H30. 6. 4	ラジオを聴く時間に、職員は扉を静かに閉めるよう要望する。	扉を閉める際には大きな音が出ないよう留意するよう、職員朝礼時等において改めて職員に注意喚起する。
184	鳥取少鑑	H30. 6. 4	気温が高くなってきたので、長ズボンから半ズボンへ変更できないか、検討願う。	まもなく夏季処遇に移行するため、そのような対応をする予定である。
185	鳥取少鑑	H30. 6. 4	食事の付け合わせは醤油以外の物を用意できないか、検討願う。	食事の付け合わせも弁当業者が用意しており、要望を伝えることはできるが、個人の好みによる対応は難しい。
186	鳥取少鑑	H30. 6. 4	運動の際に使用できる、筋力トレーニングマシンが1台しかないので増やすことを検討願う。	設置しているレクリエーション室の大きさから、これ以上トレーニングマシンを設置することが困難であることに加え、予算事情もあり、対応は難しい。
187	鳥取少鑑	H30. 6. 4	入浴日は月水金だが、暑い日だけでもシャワー浴ができないか、検討願う。	まもなく夏季処遇に移行し、入浴日以外の平日にもシャワー浴を実施する予定である。
188	鳥取少鑑	H30. 6. 4	土日に運動・面会・入浴ができないか、検討願う。	休日は職員定員や予算事情により、最低限の職員配置で行わざるを得なく、対応は難しい。
189	鳥取少鑑	H30. 6. 4	図書室に法律関係の本を整備できないか、検討願う。	在所者からのニーズや健全育成などの観点を総合的に勘案した上で、今後の図書整備を進めていく。
190	鳥取少鑑	H30. 6. 13	入浴時間が短く、ひげそりをするのに十分な時間がないとのことであり、居室にカミソリを入れられないか、検討願う。	20分の入浴時間の配分について、在所者に指導をする。保安上の観点から、居室内でカミソリを所持させるのは困難である。
191	鳥取少鑑	H30. 6. 13	自弁の菓子で特定商品を購入することができないか、検討願う。	自弁の菓子について、多品種のある菓子の中から個々の在所者の希望を聴取し、対応することは困難である。
192	鳥取少鑑	H30. 6. 18	生活のしおりに私物洗濯ができると記載があるのに、職員からは対応業者が決まっていないからと受け付けてもらえなかったとのことであり、対応を検討されたい。	生活のしおりに、在所者が私物洗濯を申出の際の具体的な手続きの記載がなかったため、生活のしおりの記載を変更し、規程の様式を含む、具体的な申出方法を示すこととした。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
193	鳥取少鑑	H30. 6. 18	弁護士接見希望を留置場と同様に鑑別所も取り次いでもらえないか。	該当の在所者は観護措置による入所であり、付添人面会の取次ぎを鑑別所で実施する上での法的な根拠はないため、留置場のような便宜供与を通常は行っていない。
194	鳥取少鑑	H30. 8. 27	平成29年度第5回視察委員会で協議した「視察委員会からのお知らせ」が生活のしおりに編綴されていないため、対応願いたい。	作成途中であった「視察委員会からのお知らせ」については、視察委員会と協議した内容を確認の上、生活のしおりに編綴した。
195	鳥取少鑑	H30. 12. 4	夜寒く、一枚毛布を増やしても足りないため、対応願いたい。	在所者に対してフリース、メリヤスを貸与するなどして対応しているが、平成30年度については業者点検の都合によりボイラー暖房の使用開始が遅れたことも一因と思われるため、今後は気温の寒暖変化を考慮して、暖房開始及び貸与時期を検討することとしている。
196	鳥取少鑑	H30. 12. 4	おかずが冷たいとのことであり、電子レンジの使用はできないか。	主食については保温しており、弁当配達時間について業者に協力依頼する等配慮しているところ、副食については、保温に適さない食品を取り分けることにより、食中毒発生のリスクが高まり、また形を崩して見た目を損ねてしまうリスクもあることなどから対応は難しい。
197	鳥取少鑑	H31. 3. 28	施設運営全体について確認、分析の機会を持ち、現状の維持、発展に努められたい。	今後も従前のとおり、現状に甘んじることなく、施設運営全体について、確認、分析を行い、必要な改善策を模索していくこととした。
198	鳥取少鑑	H31. 3. 28	他の少年鑑別所又は少年院と交流する機会を設けることを検討願う。	視察委員が他の施設を訪問するためや、視察委員との意見交換のために他施設から職員を招へいする予算措置はなされておらず、実施は困難であるが、要望については上級官庁に伝達する。
199	鳥取少鑑	H31. 3. 28	定例の会議以外の日程で面接を行う場合についても、一定の予算措置を講じられたい。	視察委員会に必要な予算措置は施設限りでは対応できないので、視察委員会の要望は上級官庁に伝達する。
200	松江少鑑	H31. 3. 29	土日についても、在所者が室外やレクリエーション室での運動が可能となるよう、運用改善、職員配置及び予算上の措置を要望する。	休庁日については、必要最低限の職員を配置した体制で施設を運営していることから、居室外での運動の実施は困難であるが、御意見については、上級官庁に伝達する。
201	松江少鑑	H31. 3. 29	各居室内に時計を設置することを要望する。	各居室への時計設置については、夜間廊下の時計が見にくいとの要望から設置を検討しているが、保安上慎重な判断を要するほか、仕様や予算面の課題なども考慮に入れて検討することとしている。
202	松江少鑑	H31. 3. 29	雨天の場合（荒天時を除く）にも、在所者の要望を聞き、軒下等を利用して屋外での深呼吸や屈伸運動等の機会を与えることを要望する。	積極的に在所者の要望を確認して実施する。
203	松江少鑑	H31. 3. 29	入浴回数を更に増やすこと及び土日についても入浴を可能とする運用改善、職員配置及び予算上の措置を要望する。	気候等により、開庁日についてはシャワー浴を実施している。休庁日については、必要最低限の職員を配置した体制で施設を運営していることから、実施は困難な状況である。御意見については、上級官庁に伝達する。
204	松江少鑑	H31. 3. 29	弁当給食から、以前の松江刑務所との共同炊さんに戻すことを可能とする予算上の措置を要望する。	予算や人員配置等の現状を踏まえると、共同炊さんに戻すことは困難な実情である。なお、予算の範囲内でできる限り多様なメニューを提供できるよう今後も工夫を継続する。
205	松江少鑑	H31. 3. 29	就寝時間中の見回りの際には、できる限り足音を立てないように努めることを要望する。	在所者の睡眠を妨げることなく巡回等実施するよう職員全体に指導を実施した。
206	松江少鑑	H31. 3. 29	各居室にエアコンを設置することが可能となるよう予算上の措置を要望する。	エアコンを増設することについては、予算事情もあり、直ちに実施することは困難であるが、視察委員会から同要望があったことを上級官庁に伝達する。
207	松江少鑑	H31. 3. 29	在所者の入浴時には固形石鹸ではなくボディークリームソープを利用させること及び一般的な風味の歯磨き粉を利用させることを検討願う。	入浴時のボディークリームソープ使用については可能な限り検討する。歯磨き粉については配合の物から更新済みであり、より一般的な風味のものを使用させている。
208	松江少鑑	H31. 3. 29	10連休期間中についてもできる限り平日と同様の環境が整うよう、職員配置や運用上の工夫をすることを要望する。	10連休期間中については、必要最低限の職員を配置した体制で施設を運営しているが、運用の工夫等可能な限り検討する。
209	松江少鑑	H31. 3. 29	宿直がせめて6日に1回の頻度になるよう、職員配置及び予算上の措置を要望する。	施設としては、職員の勤務状況の改善や健康管理のために、業務の一層の合理化や協力体制の構築に努めてまいりたい。なお、御意見については、上級官庁に伝達する。
210	松江少鑑	H31. 3. 29	特定の職員に業務が偏ることのないよう、業務配分に特段の配慮をするよう要望するとともに、業務量が増えた場合にも余裕を持って対応可能となる職員配置及び予算上の措置を要望する。	施設としては、職員の勤務状況の改善や健康管理のために、業務の一層の合理化や協力体制の構築に努めてまいりたい。なお、御意見については、上級官庁に伝達する。
211	松江少鑑	H31. 3. 29	職員の有給休暇消化率を平等に上げること及び職員が連続した休暇を取得できるようにすることを目指した取り組みを要望する。	各職員のワークライフバランス向上のための研修実施及び積極的な有給休暇の取得促進を実施する。
212	岡山少鑑	H31. 2. 15	耐震性診断の診断結果に基づき、適時適切な対応がなされるべきである。	耐震対策については、当所限りでは対応できないため、意見があったことを上級官庁に伝達する。
213	岡山少鑑	H31. 2. 15	食事について、健全な成長を阻害しない範囲内で「おかわり」を認めるべきである。	法務大臣訓令により定められた必要熱量を給与しているため、対応は困難である。要望は上級官庁に報告する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
214	岡山少鑑	H31. 2. 15	夕食の時間を社会一般の夕食時間に近づけるべきである。	共同炊さんの都合上、運搬された食事を準備でき次第給与している。食品衛生上の観点から、配食・調理後は直ちに給与することが適当と考えており、食事時間を現行より遅くすることは難しい。
215	岡山少鑑	H31. 2. 15	入浴回数の増加を検討されたい。	入浴は、関係法令の定めに基づき必要な回数を確保しており、また、夏場の入浴日以外の日にはシャワー浴を実施するなど、保健衛生にも配慮した上で実施しており、特段の支障はないものと考えている。
216	岡山少鑑	H31. 2. 15	冬場の入浴時間を長くすることを検討されたい。	光熱水料、職員配置等の事情を踏まえ、気温の変化等も勘案しながら、適正かつ柔軟な対応に努めたい。
217	岡山少鑑	H31. 2. 15	入浴時の温度を確認することを要望する。	湯船の温度について、入浴前に確認を行うこととする。
218	岡山少鑑	H31. 2. 15	暑さ寒さ対策として、居室へ冷暖房効果が十分に届くエアコンの設置を検討されたい。	平成30年度に寮廊下にエアコン2台を増設しており、今後の増設については、予算事情もあり、直ちに実施することは困難であるが、視察委員会の意見は上級官庁に伝達する。
219	岡山少鑑	H31. 2. 15	寒さ対策として、衣類や毛布の貸与枚数については柔軟に対応されたい。	気温の変化等も勘案しながら、引き続き柔軟な対応に努めたい。
220	岡山少鑑	H31. 2. 15	就寝時の明るさを暗くすることができないのであれば、アイマスクの使用を検討されたい。	自弁品、貸与・支給する物品の品目については、訓令・通達で定められており、当所のみでの対応は困難である。
221	岡山少鑑	H31. 2. 15	在所者に対し、提案箱、意見・提案書についての案内と説明を徹底されたい。	生活のしおりに記載されており、入所時オリエンテーションの際に一通り説明しているところであるが、在所者が理解しやすい一層丁寧な説明を行うこととする。
222	岡山少鑑	H31. 2. 15	高等学校の学習等が指導可能となる体制を整備されたい。	教材の整備を進めるほか、職員による指導に加え、外部講師等の指導者確保について検討する。
223	広島少鑑	H31. 3. 26	提案箱について、意見・提案は施設職員が見ることなく視察委員のみが開錠し確認していること、また入所の際に提案箱について説明する際に実際に置いてある提案箱を示す等の周知を図ってもらいたい。	生活のしおりに記載するとともに、掲示により周知しているが、生活のしおりの記載内容や設置場所の周知方法について改めて検討したい。
224	広島少鑑	H31. 3. 26	夜間等職員において在所者の対応を一人で行うことがあるが、職員の心理的な面でのケアを考慮してもらいたい。	夜間においても監督当直者が配置されているなど、臨機の応援体制は構築されている上、定期的に設けている職員面接の機会だけでなく、必要な場合は臨時に面接を実施してケアを図っている。
225	広島少鑑	H31. 3. 26	夏場の猛暑に対して、居室スペースには空調がないため、健康面での影響が出ないよう工夫してもらいたい。	予算事情を踏まえつつ、廊下のエアコンの稼働時間の延長のみならず、自庁で対応できる範囲で対策方法を検討していきたい。
226	広島少鑑	H31. 3. 26	冬場の寒さに対して、霜焼けを発症する等の健康面での影響がでることは問題であるため、特に冷え込みが厳しい時に、居室前の廊下に暖房器具を設置する等検討してもらいたい。	予算事情を踏まえつつ、廊下のエアコンの稼働時間の延長のみならず、自庁で対応できる範囲で対策方法を検討していきたい。
227	広島少鑑	H31. 3. 26	夕食については、午後4時30分頃からとなっているが、就寝時には空腹を感じる在所者もいる等しているため、夕食の時間を少しでも遅らせることができないか検討してもらいたい。	現行の業者は、営業時間等の関係から契約可能な最も遅い時間帯での弁当配達をしてくれており、弁当到着後は食中毒防止の観点からなるべく時間を置かず在所者に給与したい。また、夜間においては最低限の人員で在所者の処遇や保安にあたっているため、弁当の給与時刻を現在よりもさらに遅らせることは困難である。
228	広島少鑑	H31. 3. 26	食事量が少なく、おかずが冷たい。また汁物を朝以外の昼食・夕食にも出してほしいという意見があるため、改善できる範囲で検討してらいたい。	外注弁当であり予算面や衛生管理上の問題があるため、現状では対応が困難であるが、要望事項として業者へ働きかけていくことは検討したい。
229	広島少鑑	H31. 3. 26	入浴について、現在1回当たり15分となっているが、在所者数が減っていることも踏まえ、改善できる範囲で検討してもらいたい。	単独入浴の希望が多いことから対応は困難であるが、入所状況、日課の進行、職員配置の都合等を踏まえて検討したい。
230	広島少鑑	H31. 3. 26	鑑別所入所前には、毎日入浴している在所者が多く、衣類や寝具の衛生面からも、入浴回数を改善できないか検討してもらいたい。	毎日入浴を行うのは光熱水料の予算上困難である。なお、入浴は関係法令の定めに基づき必要な回数を確保しており、保健衛生にも配慮して実施している。
231	広島少鑑	H3. 3. 26	貸与する図書の実装を図ること、また進学・就職先に関する情報について、インターネットでの検索を認める等検討してもらいたい。	図書は県立図書館からの貸与を受けているほか、定期的に購入しており、今後もより内容の実装を図りたい。インターネットでの検索については、施設運営上及び保安上の観点から対応は困難である。
232	広島少鑑	H31. 3. 26	所持金がない在所者について、職員に相談すれば親族や付添人との面会を希望する場合に手紙の発信ができるような措置（便箋、封筒、切手が支給されること）についての周知が必要である。	所持金のない在所者については職員に相談できる旨を生活のしおりに記載し、必要に応じて便箋、封筒、切手を支給する取扱いとしているが、入所時オリエンテーション等で説明することも引き続き徹底し、周知を図りたい。
233	広島少鑑	H31. 3. 26	平成31年度のゴールデンウィークの10連休について、親族らと面会できないことは問題であるため、上級機関への働き掛けをしてもらいたい。	面会対応については、施設運営上の観点から対応はできない。視察委員会からそのような意見があったことは上級官庁に報告する。
234	広島少鑑	H31. 3. 26	災害は突然発生するため、定期的な避難訓練を行う等日頃から備えるよう検討してもらいたい。	年間計画に基づき、平成30年度は平成30年12月に実施した。今後は機会を増やすなどの充実強化を図ることを検討したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
235	広島少鑑	H31. 3. 26	地震やそれに伴う火災の際の避難場所について定められていないとのことであったが、万一のことを想定し、検討してもらいたい。	災害を想定した避難場所は定めているが、今後も適宜検討を加えたい。
236	広島少鑑	H31. 3. 26	就寝時の照明について、管理上の必要もあるが、照度を落とす対応について検討してもらいたい。	就寝時の照度を落とすことは、保安上及び在所者の健康状態把握の必要性から困難であるが、可能な範囲で居室以外の照明の消灯等の対応を検討したい。
237	山口少鑑	H31. 3. 29	熱中症対策として、在所者の各居室にエアコンなどの空調設備を早急に設置するよう検討願う。	エアコンの増設設置については、予算事情により、直ちに実施することは困難であるが、視察委員会の意見は上級官庁に報告する。
238	山口少鑑	H31. 3. 29	夏季期間においては在所者に十分な水分や塩分を補給するなど、熱中症を防止するために必要な措置を講じるよう検討願う。	夏季期間においてはスポーツドリンクの給与をはじめ、水分等を十分に補給し、熱中症を未然に防止するように努めている。
239	山口少鑑	H31. 3. 29	夏季期間においては基本的に毎日パジャマ等の衣服を交換できるよう検討願う。	夏季期間においてはパジャマ等の衣服は毎日洗濯、交換している。
240	山口少鑑	H31. 3. 29	冬季期間においては、寒さ対策の観点から、在所者からの要望を踏まえつつ、衣服の重ね着に柔軟に対応するよう検討願う。	衣服の重ね着については気候に応じて柔軟に対応している。
241	山口少鑑	H31. 3. 29	視察委員会の開催日に、退所した在所者から提出された「退所時アンケート」を開示することを検討願う。	個人情報及び他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報を除いた上で開示することを検討したい。
242	山口少鑑	H31. 3. 29	書籍の購入に当たっては、可能な限り、在所者が共感でき、かつ更生に資するような書籍を購入することを検討願う。	書籍の購入に当たっては、可能な限り、在所者が共感でき、かつ更生に資するような書籍を購入している。
243	山口少鑑	H31. 3. 29	在所者が希望する書籍を、速やかに近隣の図書館から借り入れて、閲覧できるよう検討願う。	在所者が希望する書籍を、速やかに近隣の図書館から借り入れて閲覧できるようにすることは、図書館との契約上、また職員配置上、困難である。
244	山口少鑑	H31. 3. 29	出所者やその家族から要望があった場合には、継続的に相談に応じられるような体制作りを検討願う。	出所者やその家族から要望があった場合には、法務少年支援センターの枠組みで、継続的に相談に応じられるような体制を作っている。
245	山口少鑑	H31. 3. 29	逃走事案があった際の地域への連絡や対応の方法について、地域と具体的な協議を進めることを検討願う。	地方自治体の防災メールを通じて地域住民に連絡がなされるほか、直ちに近隣の学校や保育園、幼稚園周辺を警備する体制を整えているが、それに加えてどのような連絡や対応の方法があるか、具体的な協議を進めたい。
246	山口少鑑	H31. 3. 29	運動場で運動をしている在所者の姿が、近隣の高層住宅から見えるので、個人情報保護の観点から、個人を特定されないような対策を根本的に検討願う。	屋外での運動実施時、在所者に帽子を着用させることで、在所者の顔を外部から見えにくくし、個人の特定を出来る限り防止するなどの対策を講じている。
247	山口少鑑	H31. 3. 29	平成３０年度から導入されたＴＶ会議システムを利用して、在所者と付添人弁護士が接見できないか検討願う。	当所のみで対応はすることは困難であり、こうした要望があったことについて、上級庁に報告したい。
248	山口少鑑	H31. 3. 29	移送されてきた在所者に付添人が選任されていない場合、改めて少年当番弁護士制度について説明することを検討願う。	当番付添人制度については、生活のしおりに記載があるため、移送されてきた少年に関しても制度について知る機会を付与している。
249	徳島少鑑	H31. 3. 8	在所少年の居住する部屋内に早急に冷暖房設備を設置すべきである。	当所では、平成２６年度に男子寮１室、女子寮２室に冷暖房機を整備したが、近年の酷暑の状況を踏まえ、平成３０年度に男子寮３室に、冷暖房機を増設している。今後の冷暖房設備の設置については、予算や収容の状況を踏まえ検討することとしたい。
250	徳島少鑑	H31. 3. 8	排便後に使用するちり紙について、現状のちり紙からトイレットペーパーに変更するなど、使用する紙の質の改善を求める。	死角の多い居室トイレ内にトイレットペーパーホルダーを設置することにより保安上の危険箇所が増えること、トイレットペーパーは保安上の検査が困難な形状であること、必要量に即して個別に給与するのにちり紙の方が適していること等の理由から、在所者の居室にちり紙ではなくトイレットペーパーを給与することは現状では困難である。
251	徳島少鑑	H31. 3. 8	運動の際などに在所者の外見を外部から確認されないための対策を講じられることを求める。	屋外での運動実施時、在所者に帽子を着用させることで、在所者の顔を外部から見えにくくし、個人の特定をできる限り、防止しており、今後も在所者の帽子着用について徹底する。 なお、今後マスコミ等による撮影が危ぐされる場合が生じた際は、その都度、在所者に損害が生じることをのまないよう、個別にふかん防止対策等の必要な措置を検討する。
252	高松少鑑	H31. 3. 29	面会時間が短いという意見があり、面会時間の延長等について臨機応変の対応をしていただきたい。	少年鑑別所法施行規則第４９条に定められた３０分を下回らない面会は確保しているほか、調整等必要があれば臨機応変に対応をしたい。
253	高松少鑑	H31. 3. 29	少年鑑別所法第８１条第１項ただし書に無立会面会の規定が置かれていることに鑑み、無立会面会の実施について臨機応変に対応していただきたい。	少年鑑別所法第８１条の規定に基づき、個別の案件に配慮し、適正な運用を実施していきたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
254	高松少鑑	H31. 3. 29	入浴回数（特に冬場）の増加又はシャワー使用回数の増加を強く要望する。	入浴は関係法令の定めに基づき必要な回数を確保し、保健衛生にも配慮した上で実施している。また、職員配置の事情から基本は困難であるが、配置上可能な限り、気候等の状況に応じ臨機に対応したい。
255	高松少鑑	H31. 3. 29	運動の時間や方法について、できる限り在所者の要望がかなえられるよう配慮されたい。	運動メニューのバリエーションを増やすため、平成30年度には、新種目実施のための道具を購入した。引き続き1日おおむね1時間以上の運動時間を確保するとともに、在所者の要望に配慮したい。
256	高松少鑑	H31. 3. 29	洗濯の実施について、特に下着等について、洗濯回数を増やす等の対応をお願いしたい。	下着については、従前から運動で汗をかいた場合などその都度洗濯できるようにしており、引き続き臨機に対応していきたい。
257	高松少鑑	H31. 3. 29	本の貸出冊数について、少ないという意見もあったことからできる限りの対応をお願いしたい。	現在の平日3冊、週末9冊の貸出に加え、学習用図書等は無制限で貸し出しているほか、毎年新しい図書を更新しており、不足はないと考える。
258	高松少鑑	H31. 3. 29	食事について、夕食の提供時間について、午後4時30分の提供というのは社会一般の水準に照らして少し早すぎであり、少なくとも午後5時の提供を検討していただきたい。	食事の後片付け業務を職員が行っている関係から、午後5時以降の超過勤務時間帯に常態的に後片付け業務を行わせることは適当ではないため、現時点では、現在の時間を維持せざるを得ないが、今後、炊事業務の効率化措置を検討し、可能であれば午後5時に近い時間での提供を実施したい。
259	高松少鑑	H31. 3. 29	冷暖房措置について、居室内の極端な気温の高低は、在所者の健康維持に影響を及ぼす可能性があるため柔軟に対応していただきたい。	平成30年度、男子寮ホールにエアコンを設置し、居室内の高温状態も幾分解消された。今後、予算状況にもよるが、女子寮へのエアコン設置も検討している。
260	高松少鑑	H31. 3. 29	DVD鑑賞等について、在所者のレクリエーションの機会を与えることは在所者の心身の安定につながるため、できる限り在所者の要望が受け入れられるように配慮されたい。	令和元年度、在所者へのアンケートの実施も検討しており、在所者の要望に配慮をしたい。
261	高松少鑑	H31. 3. 29	保護室について、在所者の心身を安定させ、安全を確保するために、設置を要望する。	引き続き、保護室の設置を上級官庁に要望したい。
262	高松少鑑	H31. 3. 29	職員の在所者に対する接し方について、在所者から、職員によって指示が違うという意見もあったことに留意して、指導に当たっていただきたい。	処遇に当たる職員への指導や研修を実施し、適切な対応を行うよう努める。
263	高松少鑑	H31. 3. 29	地域援助業務を更に発展させるため、専門職員の増員を要望する。	令和元年度から、地域援助専門職員である「地域非行防止調整官」が増員された。
264	高松少鑑	H31. 3. 29	地域援助業務を更に発展させるため、同業務を適正に評価し、発展できる環境を整えていただきたい。	地域非行防止調整官は、地域援助業務の発展のために設けられた管理職ポストであり、職員の育成も期待できるため、同業務の充実及び発展につながるものと考えている。
265	高松少鑑	H31. 3. 29	地域援助業務を更に発展させるため、小学校で問題行動の見える児童が多い現状に鑑み、個別ケース会議等に参加していただき、小学校で起きる問題解決に寄与していただきたい。	学校現場からの依頼には、真摯に対応してきており、今後も積極的に関与していきたい。
266	高松少鑑	H31. 3. 29	中学在学中の少年が少年鑑別所から在宅で帰る場合に、学校からの依頼で同少年に関わったり、家庭裁判所からの依頼で、少年鑑別所を補導委託先として使うことも検討していただきたい。	学校現場からの依頼には、真摯に対応してきており、今後も積極的に関与していきたい。また、在宅補導委託の枠組みの中で家庭裁判所の依頼があれば積極的に関与したい。
267	高松少鑑	H31. 3. 29	虐待を受けた少年の安全を確実に守るため、児童福祉法の一時的保護に換えて、その少年を観護措置として少年鑑別所に収容し、心身の鑑別を行うこともできるよう法改正すべきである。	法律の改正に係るものであり、当所限りで対応することは困難であるところ、視察委員会からの意見として、上級官庁に伝達する。
268	松山少鑑	H31. 3. 7	必要な人員配置や勤務時間調整を行い、夕食の開始時間を午後6時頃とされたい。	当所では隣接する松山学園から給食提供を受けることで共同炊さんを実施しているため、夕食の開始時間変更や炊事場の人員配置は松山学園の管理事項であり、当所だけで検討することは難しい状況にあるが、夕食の搬入時間について温食給与、食中毒防止の観点等を踏まえた上で可能な限り、協力要請したところである。
269	松山少鑑	H31. 3. 7	施設設備について、冷暖房の完備と常夜灯の明るさの調整をされたい。	居室棟廊下に冷暖房器具を設置して、居室内の温度管理に努めているところであり、居室の常夜灯の照度については、夜間の動静把握等の保安上観点も踏まえて検討する。
270	松山少鑑	H31. 3. 7	在所者の特性に応じた配慮を更に進めるよう検討されたい。	発達上の問題を抱えている在所者も含まれていることから、日課等の連絡事項は一斉放送で周知するほか、職員が個別に確認を行い、特に日課変更については、その内容を紙にして配布するようにし、視覚からも動き掛けるように改めた。
271	松山少鑑	H31. 3. 7	一日の書籍の貸出冊数を現行の活字本2冊、漫画本2冊から、活字本4冊、漫画本4冊とされたい。	入所事由が観護の措置以外の在所者については、一日6冊まで書籍の貸出を認めており、観護の措置で入所した在所者については当所での課題作成等があることから、書籍の貸出しは一日3冊までとしているが、就労・資格取得・学習用図書については貸出し冊数を制限していない。
272	高知少鑑	H31. 3. 12	視察委員会会議の開催回数を限定することは適当ではなく、また、活動予算の十分な確保を検討されたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、視察委員会の要望は上級官庁に伝達する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
273	高知少鑑	H31. 3. 12	平成３０年度改善の申入れをした事項について、時間外の面会への対応、エアコンの設置等、予算、人員等の問題により施設限りで改善できないものについては、予算措置等を含めて対応されたい。	常態的に夜間・休日に面会が実施できるようにすることは、職員配置上、保安上、予算事情の面から実施困難であるが、平日の面会時間内に訪れることができない特別な事情がある場合にはこれまでどおり個別に検討する。 平成２９年度、熱中症の症状を呈した在所者がいたこと、平成３０年夏災害級の酷暑と言われるほどの暑さだったことを踏まえて、新たに男子寮の３つの居室にエアコンを整備した。
274	高知少鑑	H31. 3. 12	午後４時３０分という夕食開始時間は、全国的に見ても最も早いようである。職員の勤務時間との兼ね合いもあることは承知しているが、他県の少年鑑別所の対応についての情報も収集していただき、改善をお願いしたい。	業者との契約上、夕食の提供できる期限が決まっている上、食中毒防止の観点及び職員配置の都合等の観点から給与時間を定めており、対応は困難である。
275	高知少鑑	H31. 3. 12	毎日の入浴は当たり前のことであり、決して贅沢というものではない。夏場の運動後のシャワーなど一定の配慮はしていただいていることは承知しているが、これにとどまることなく、入浴機会の増加、シャワーの際のシャンプーやせっけんの利用、時間の延長など改善に努められたい。	入浴の回数等については、水道料金やボイラーの燃料費等を試算しながら、在所者が増えた際にも対応できるような運用方法を検討したい。 また、入浴回数は関係法令の定めに基づき必要な回数を確保しており、保健衛生にも配慮した上で実施している。
276	高知少鑑	H31. 3. 12	近年、在所者が少ないこともあってか、提案書の提出や面接希望者数が十分とはいえない。視察委員会としても在所者への委員会活動の周知やアンケートの実施、フィードバック等、施設運営の改善に向けた情報収集等の方策を模索していきたい。より多くの提案、意見が寄せられるよう、引き続き協力願いたい。	提案書や視察委員会の意義については、在所者に対して引き続き丁寧な説明をしていくとともに、情報収集等の依頼があれば、可能な範囲内で協力させていただく。
277	福岡少鑑	H31. 3. 7	視察委員会の制度が適正に機能するよう、小倉少年鑑別支所に独立した視察委員会を設けるべきである。それが困難である場合、視察委員の人数を２名程度増員するか、または、年８回程度、視察委員会を開催できるよう予算措置を講じるべきである。	視察委員会の増設、視察委員の増員ほか、視察委員会の開催に伴う必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、視察委員会の要望を上級官庁に伝達する。
278	福岡少鑑	H31. 3. 7	在所者に対する職員の不適切な振る舞いを根絶するために具体的な措置を講じるべきである。また、不適切な振る舞いを行った職員の継続的な評価・指導を行うため体制を整備するべきである。	これまでも、職員研修や各種指導等を通じて、良好な職場環境の保持、不適正処遇事案の未然防止を図ってきたところであるが、今後も適切な監督・指導を継続して行い、不適正処遇等につながるがりがねない行為について、早期発見・早期改善に努めたい。
279	福岡少鑑	H31. 3. 7	職員間の各種ハラスメントを事前に予防し、またこれに事後に対処するために、矯正施設に固有の基準を策定するべきである。	各種ハラスメントの基準について、矯正施設に固有の基準を策定することについては、施設限りでは対応できないので、視察委員会の要望を上級官庁に伝達する。
280	福岡少鑑	H31. 3. 7	職員、とりわけ女性職員が相談できる窓口を所内及び福岡矯正管内に作るべきである。	当所及び小倉少年鑑別支所においては、幹部職員が相談窓口となっていたところ、幹部職員が男性職員のみであったため、女性の一般職員を指名し相談窓口として全職員に周知していたところであるが、今後、女性の相談窓口がある趣旨等について丁寧に説明していきたい。 また、福岡矯正管内に設置されている各種相談窓口について、改めてその趣旨等も含めて周知した。
281	福岡少鑑	H31. 3. 7	施設及び職員宿舎の建替えに向けた真摯な努力を行うべきである。	必要な補修等を繰り返しつつ、引き続き施設及び職員宿舎の建替えに向けた必要な方策についての要望を検討していきたい。
282	佐賀少鑑	H31. 3. 22	猛暑対策として、居室クーラーを設置するなど、冷房効果の高い設備を設置されたい。	予算事情により、早急に対応することは困難であることから、視察委員会から意見があったことについては、上級官庁に伝達する。
283	佐賀少鑑	H31. 3. 22	食事の量を希望に応じて給与し、夕食の時間を遅らせて一般社会に近づけられたい。	主食及び副食の給与量、熱量及び栄養価は、法務大臣訓令に基づき定められている。また、調理時刻については、共同炊さんの都合上、運搬された食事を準備でき次第給与している。食品衛生上の観点から、配食・調理後は直ちに給与することが適当と考えており、食事時間を現行より遅くすることは難しい。
284	佐賀少鑑	H31. 3. 22	入浴の回数が週３回では少ない。シャワーのみでも合計で５回浴びれるようにされたい。	入浴は、関係法令の定めに基づき必要な回数を確保し、保健衛生にも配慮した上で実施しており、職員配置上の問題、光熱水料費等の予算措置については、当所限りで対応することが困難であることから、視察委員会から意見があったことについては、上級官庁に伝達する。
285	佐賀少鑑	H31. 3. 22	教科書検定年度に注意して、検定済みのものを絶えず揃えるようにされたい。	小中学校教科書は、検定済みのものに更新しており、今後も県内各市町村の教科書採用状況を注視しながら遅れが生じないよう整備に努める。
286	長崎少鑑	H30. 5. 23	自弁弁当のバリエーションを増やせないか検討されたい。	現在自弁弁当として３種類があり、官給の弁当と合わせると在所者から見れば４種類の中から選べることから、現状どおりの運用とする。
287	長崎少鑑	H30. 8. 22	提案箱に意見を入れやすくするため、視察委員会で用意した書面を在所者全員から回収することを検討されたい。	在所者から意見を得るために視察委員会が書面を用意することは通達上規定されていないことから、現状どおりの運用とする。
288	長崎少鑑	H30. 8. 22	高校生が入所したときのための問題集を整備できないか検討願いたい。	平成３０年度予算において高校生用の問題集４１冊を整備した。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
289	長崎少鑑	H30. 12. 26	挿絵や写真が多く入っている本を整備できないか検討願いたい。	書籍全体のおおむね 1 割が、挿絵や写真等が多い書籍となっているが、そうした書籍の存在について、在所者に対し、周知を図るなどの対応を取りたい。
290	長崎少鑑	H31. 2. 20	提案制度を説明したポスターを大きくして掲示していただきたい。	これまで A 4 サイズのポスターだったものを、A 3 サイズに変更した。
291	長崎少鑑	H31. 2. 20	提案箱のポスターを少年たちが日常的に立ち入る場所にも掲示していただきたい。	従来の本棚周辺に加え、レクリエーション室と入浴の際の脱衣所に新たにポスターを掲示した。
292	熊本少鑑	H30. 9. 25	食事の量が少ないという意見があったので、検討されたい。	在所者に給与する主食の熱量の基準は訓令に定められているところ、その基準及び予算の範囲内で業者に対し食事内容の変更について検討してもらった結果、従前より量のあるメニューに変更できる予定である。
293	熊本少鑑	H31. 3. 28	男子寮の 2 室にもエアコンが増設され、これまでの入所者人数の実績からすれば、十分な環境が整ったことにつき高く評価できるが、今後は、入所者数人数が特に多くなったときに備え、エアコンの更なる増設が可能かにつき検討されたい。	エアコンの増設設置については、予算事情により、直ちに実施することは困難であるが、視察委員会の意見は上級官庁に報告することとした。
294	熊本少鑑	H31. 3. 28	外部講師の講演につき、少年鑑別所に入所した経験がある方を呼んでほしいという意見があった。これについては、熊本県の職親の会が作成した企業の紹介映像を施設内で視聴可能にすることで代替するとのことであったが、講演の充実という点について再検討されたい。	誰にどのような内容の話をしていただくのが在所者の健全な育成に資するののかについて、今後視察委員会と協議し、外部講師による講話の充実について検討したい。
295	熊本少鑑	H31. 3. 28	食事が冷たくおいしくないという意見があったので検討されたい。	主食、副食ともに電子レンジで温めてから給与するようにしており、給与時刻に居室にいなかった在所者については、食事を温め直して給与している。
296	熊本少鑑	H31. 3. 28	朝食がパンと牛乳のときがあり食事が少ないという意見があったので検討されたい。	在所者に給与する主食の熱量の基準は訓令に定められており、当所限りで一律に増量することはできないが、著しく体の大きな者については、通達に基づき給与熱量を増やす配慮を行うことも可能であるため、個別の在所者に応じて必要な対応を行っている。
297	熊本少鑑	H31. 3. 28	入浴の回数は足りているが、シャワーの回数を増やしてほしいという意見があったので、検討されたい。	入浴は、関係法令の定めに基づき必要な回数を確保しており、保健衛生にも配慮した上で実施している。
298	熊本少鑑	H31. 3. 28	提案箱、提案書について説明を受けた分からないという在所者がいた。この点については、入所時に在所者らに説明しているとのことであったが、在所者の中には提案箱、提案書について聞かされていないと回答する者もいたため、少年が入所した後についても、提案箱、提案書について更なる周知をお願いしたい。	入所時オリエンテーション時の説明を引き続き丁寧に実施するとともに、生活のしおりに提案書及び設置している提案箱の写真に掲載する予定である。
299	熊本少鑑	H31. 3. 28	少年鑑別所視察委員会が行う在所者との面接について、在所者からの希望が少なく、また、少年鑑別所視察委員会が在所者を指定して面接を希望しても、在所者が応じないことが多くあったため、来年度、少年鑑別所視察委員会の職務内容や意義が十分に伝わるよう協力を願いたい。	在所者に対しては、入所時に少年鑑別所視察委員会の意義や視察委員との面接について説明をしており、「生活のしおり」にも同様の説明を記載しているが、在所者が面接に承諾しないため、面接が実施できないのが実情である。視察委員会が面接を重視していることに十分留意し、視察委員会の職務内容や意義がより良く伝わる方法について、引き続き検討する。
300	熊本少鑑	H31. 3. 28	平成 3 0 年度は、年 5 回の予算が確保され、視察委員会が 5 回開催されたが、今後は、年 6 回視察委員会を開催することを要望する。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないため、要望があったことを上級庁に伝達していきたい。
301	大分少鑑	H31. 3. 5	「生活のしおり」について、選挙権についての説明を入れることを検討願いたい。	選挙権を有する在所者に対し、入所時に選挙権行使についての意思確認のほか、面接や育成的処遇の機会等を利用して、選挙の仕組みや社会的意義を説明することとし、選挙権に関する知識や情報等は、「生活のしおり」と別葉として、まとめた物を対象者に提示することとする。
302	大分少鑑	H31. 3. 5	職員の増員を検討されたい。	職員増員に関する事項は施設限りで対応できないことから、当所の現状等を含め、引き続き上級官庁に報告したい。
303	大分少鑑	H31. 3. 5	入浴の回数・時間の増加を検討されたい。	入浴は、法令の規定に基づいて必要な回数及び時間を確保しており、保健衛生にも配慮した上で実施している。
304	宮崎少鑑	H31. 3. 29	男子少年居室の環境改善（エアコン設置）を要望する。	エアコンの増設設置については、予算事情により、直ちに実施することは困難であるが、視察委員会の意見は上級官庁に報告する。
305	宮崎少鑑	H31. 3. 29	職員等に自らの体調不良等について声をかけられないという在所者が見受けられるので、職員の方で積極的に在所者への声掛けを行うとともに、体調管理に努めていただきたい。	体調不良を感じていないか、毎日職員が確認することとしている。
306	宮崎少鑑	H31. 3. 29	提案箱の存在をより一層周知していただきたい。	提案箱は、女子居室廊下及びレクリエーション室に設置しているが、レクリエーション室での運動の機会を通じて更なる周知に努めることとした。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
307	鹿児島少鑑	H30. 5. 18	入浴回数を増やすことはできないか、検討願いたい。	保健衛生にも配慮した上で、法令で定められている週2回以上を遵守しているが、今後も自庁努力を行っていく。
308	鹿児島少鑑	H30. 7. 3	朝食のパンの量が少なく感じられることから量は増やせないか検討願いたい。	在所者に給与する主食の熱量の基準は訓令に定められており、一律に増量することはできないが、著しく体が大きな者については、法令等に基づき給与熱量を増やす配慮を行うことが可能である。なお、現在の契約においては、仕様を満たしている状況であることから変更は困難であるが、次年度の入札において、法令等の範囲内で朝食のパンの増量を図れるよう、仕様を検討したい。
309	鹿児島少鑑	H30. 11. 9	夜間照明が明るくて眠れていないという意見があったので、照明を落とすなど検討されたい。	在所者の居室の照明は、保安上及び在所者の健康状態を把握する等の必要から、一定の明るさを確保する必要がある。
310	那覇少鑑	H30. 5. 23	平成30年度から開始された弁当給食について、コストの問題から従前の共同炊さんから変更がなされたということであれば、そのコスト比較を示した上で変更の経緯について、説明されたい。	矯正業務補佐員給与、材料費、運搬費等を計上、比較して検討したところ、弁当給食の方が割安になるため、弁当給食が実施されている旨を説明した。
311	那覇少鑑	H30. 12. 6	言葉遣いが粗雑な職員がいる旨の話が在所者面接時に出ているので、改められたい。	職員全体及び個別に聴取、指導を行った。
312	那覇少鑑	H31. 3. 29	在所者の特性に対応した個別的な処遇を行うことが可能かどうかについて、検討されたい。	在所者処遇については、その資質や性格傾向、病気の有無等を勘案し、必要に応じて個別的な処遇を実施している。
313	那覇少鑑	H31. 3. 29	弁当給食については、在所者への面接でも不満が多いという認識であるので、事業者の変更等を含めて検討されたい。	コスト比較を行った結果、弁当給食が経済的であることに加え、当所の設定した要件を満たした契約を締結できる業者が1社しかない状況にあり、現状からの変更は直ちには難しいところ、引き続き新たな業者の開拓に努めたい。